

山梨労働局総務部労働保険徴収室

令和6年度 労働保険事務組合

年度更新申告書受理会日程表

開催日	時間	会 場	
6月25日 (火)	10:00~12:00 13:00~15:00 (受付14時半まで)	ポリテクセンター山梨 2階研修室3ab 甲府市中小河原町403-1	(電話番号) 055-241-3218
7月2日 (火)	10:00~12:00 13:00~15:00	ハ ロ ー ワ ー ク 大 月2階会議室大月市大月3-2-17	(電話番号) 0554-22-8609
7月3日(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	富士吉田市民会館 3階会議室1・2 富士吉田市緑ヶ丘2-5-23	(電話番号) 0555-23-3100

当日は混雑が予想されます。時間の短縮のため、提出書類の仕訳等ご協力をお願いします。

- **提出書類について** 提出書類を以下のとおりに<u>分けて</u>お持ちください。
 - 複数の基幹番号をお持ちの場合は、基幹番号ごとに分けてください。
 - 一人親方、海外派遣も同様にお願いします。

書類 (末尾順)	①労働局	②事務組合控	③監督署
労働保険料申告書 (申告書部分は分けずにセットで)	2		
申告書内訳 (0.2.4.5.6) (①,②,③に分けてください)		2	3
A総括表(5)+B一括有期申告書(4.5)	(0A)]	[2A] _	
特別加入特例計算対象者内訳 (対象事業場のみ)	DA DB	ZB	
友 【又如何什】	/ \ 番号ごとでホチキスなし		

◎【予約優先】

山梨労働局1Fの労働保険徴収室へ来局して申告することも可能です。 必ず来局日時の連絡をお願いします。

事業主及び労働保険事務組合による押印又は署名(以下「押印等」といいます。)を求めていた徴収関係手続きにつきましては、厚生労働省関係省令の改正により、令和2年12月25日から一部の届書(「口座振替依頼書」等)を除き、押印等は不要となりました。

※労働保険事務組合総合コンピュータシステム(労働保険事務組合業務支援ソフトウェア) については、「一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会 山梨支部」 電話 055-255-6131 へお問合せください。

目 次

【年度更新業務】

1	労働保険年度更新とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	年度更新事務関係書類の提出及び納付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	労働保険料等の算出方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	継続事業(末尾番号 0, 2, 4, 6)の年度更新について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5	一括有期事業(末尾番号4,5)の年度更新について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
6	特別加入者の年度更新手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
7	労働保険料等が滞納となったときの事務処理について・・・・・	32
【委託	・ 事業の適用関係】 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
8	事務委託を受けたときの手続について・・・・・・・・・・・・・・・・	35
9	事務委託を解除したときの手続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
10	労働保険料の内部処理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
【報奨	是金制度 】	
11	労働保険事務組合報奨金制度について	48
【その	O他】	
12	マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)による	
1	各種届出様式等の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
13	電子媒体による申告書内訳の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51

1 労働保険年度更新とは

1 年度更新

4月1日から翌年3月31日までが保険年度

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間(これを「保険年度」といいます。)を単位として計算することになっており、保険関係が成立している事業に使用されるすべての労働者に支払われた「賃金の総額」に、その事業の種類ごとに定められた「保険料率」を乗じて算出します。

労働保険料は、保険年度の当初に概算保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したところで精算 します。

前年度の精算と新年度の概算申告が年度更新

前年度又はそれ以前から、労働保険に加入している継続事業や一括有期事業の事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と、あわせて前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続が必要となります。これが「年度更新」の手続です。

年度更新は、毎年6月1日(令和6年度は6月1日が土曜のため6月3日)から7月10日までに行う ことになっています。

2 労働保険事務組合が行う年度更新手続の流れ

令和6年度年度更新手続の流れは、おおむね2ページの表のとおりです。

労働保険事務組合(以下「事務組合」といいます。)は、初めに、委託事業主から令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間に支払った賃金総額と、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払う賃金総額の見込額について、「組様式第4号 労働保険料等算定基礎賃金等の報告」(以下「賃金等の報告」といいます。)を受けなければなりません。

なお、年度途中で事務を新規委託又は委託解除したものは、その委託の日から令和6年3月31日まで、又は、令和5年4月1日から委託解除の日までが確定申告の対象期間となります。

また、一括有期事業(建設の事業)の場合には、<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までに終了した工事</u>について作成する「一括有期事業報告書」及び「一括有期事業総括表」を委託事業主から受けなければなりません。

次に、提出された「賃金等の報告」等に基づき「組様式第6号 令和5年度確定・令和6年度概算保険料・一般拠出金申告書内訳」(以下「申告書内訳」といいます。)を作成します。

最後に、申告書内訳に基づき「<mark>概算・増加概算・確定保険料・一般拠出金申告書」</mark>(以下「申告書」といいます。)及び納付書を作成し、申告・納付をします。

令和6年度 年度更新手続の流れ

手続時期の目安	委託事業主	事務組合	労 働 局
3月中旬~下旬	「賃金等の報告」等諸用 紙を事務組合より受領	【「賃金等の報告」等諸用紙 ■ を委託事業主へ配布、事務 指導	・年度更新説明会を開催・「賃金等の報告」等の年更諸用紙を事務組合へ配布(※1)・申告書受理会の日程を通知
4月上旬~	前年度分の賃金等が確定後、速やかに「賃金等の報告」等を作成し、事務組合へ提出	提出された「賃金等の報告」 等から確定保険料・概算保険 → 料・一般拠出金を計算し、申 告書内訳、申告書、納入通知 書等を作成(※2)	
4月下旬~	① 納入通知書を確認 ← ② 「保険料及び一般拠 出金」(以下「保険料等」と言う。)を事務組合へ納付 ③ 「領収書」を事務組合合より受領	① 「納入通知書」を委託事業 主へ送付 ② 保険料等を受領し委託事業 主へ「領収書」を交付 ③ 「労働保険料等徴収及び納 付簿」に労働保険料等の納 付状況を記入(※3)	年度更新申告書及びメリットにかかる労災保険率 決定通知書を事務組合へ 送付(5月末)
6月1日~ 7月10日 〔納付について は法定納期限〕		①「申告書」及び「申告書内 訳」等を労働局へ提出 の② 保険料等を「納付書」にて 金融機関へ納付	申告書受理会等におい 一 て「申告書」及び「申告 書内訳」を事務組合よ り受理、控えを返却

- ※1 徴収法第43条の規定に基づき算定基礎調査を行うことがありますので、「事業主控」を確実に保管する よう委託事業主への周知をお願いします。
- ※2 各書類の提出に当たっては、事務組合が備えることになっている「労働保険事務等処理委託事業主名簿」 (様式第18号)及び「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿」(様式第20号)と照合の上、申告漏れ等が ないか確認してください。
- ※3 年度更新手続の完了後、申告書内訳の内容に基づき、委託事業主の事業場別に「労働保険料等徴収及び納付簿」(様式第19号)を作成し、保険料等の納付状況を正確に記入してください。

2 年度更新事務関係書類の提出及び納付について

- 1 申告・納付期限
 - 令和5年度確定保険料及び同6年度概算保険料の申告・納付期限

6月3日(月)~7月10日(水)

- ※ 口座振替制度利用事務組合の口座振替納付日は、**9月6日(金)**です。 振替納付を確実にするために振替納付日の前日までに指定口座に入金してください。 口座振替制度を利用する場合であっても申告期限は7月10日(水)となります。
- 令和6年度概算保険料を延納(分割納付)する場合の納付期限

第1期 7月10日(水)

※口座振替制度利用事務組合 9月6日(金)

第2期 11月14日(木)

第3期 2月14日(金)

- ※ 納付期限は、通常7月10日、11月14日、2月14日となっていますが、納付期限が、土曜、 日曜、祝日等にあたる場合は、納付期限の直後のこれらの日以外の日となります。
- 期日を経過したり、納付を怠ったりした場合

事務組合に対する報奨金が受けられません。

<u>追徴金及び延滞金を徴収されることがあります。</u>

2 申告の方法

申告書内訳及び申告書を作成のうえ、6月3日(月)から7月10日(水)までに山梨労働局労働保険徴収室(以下「徴収室」といいます。)へ提出してください。なお、年度更新申告書受理会を開催しますのでご利用ください(日程は表紙の裏に掲載しています。)。

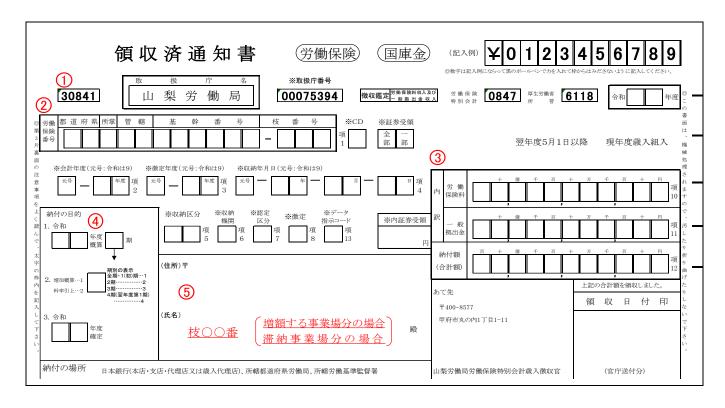
※ 申告書内訳及び申告書は、一元・二元などの区分や申告書の色にかかわらず、すべて徴収室へ提出してください。

3 納付の方法

保険料等は、申告書から切り離した納付書により、日本銀行歳入代理店(銀行・信用金庫・郵便局)にて納付してください。納付手続は、7月10日(水)までに行わなければなりません。

【納付書記入の注意点】

納付書の金額は、訂正することができません。保険料未徴収により印字されている金額が納付できない場合や納付金額の記入を誤った場合には、新たな納付書に正しい納付金額及び必要事項を記入の上、納付してください。



- ① 帳票種別欄 ・種別番号は、絶対に書き直さないでください。
- ② 労働保険番号欄 ・管轄、基幹番号(特に末尾番号)は、正しくはっきりと記入してください。
- ③ 納付額欄・金額は、正しくはっきりと黒のボールペンで記入し、金額の頭に必ず マーク をつけてください。
- ④ 納付の目的欄 ・年度、期別、概算、確定は正しくはっきりと記入してください。
- **⑤** 住所・氏名欄 ・住所・氏名は、正しくはっきりと記入してください。
 - ・<u>メリット事業場以外の滞納事業場分及び増額する事業場分の場合は、余白に枝</u>番号を必ず記入(②欄でなく⑤欄余白に)してください。

なお、滞納事業場分の納付については、「労働保険料等納入事業場報告書」を作成し、別途徴収室あて提出をお願いします(事務処理については、33ページを確認してください。)。

3 労働保険料等の算出方法について

労働保険料等は委託事業主から報告される「賃金等の報告」及び「一括有期事業報告書」に基づき算出しますが、労災保険と雇用保険、一元適用事業と二元適用事業とではそれぞれ算出方法が異なる場合がありますのでご注意ください。

1 令和5年度確定保険料等の計算

別々に計算し X 労災保険率 令和5年4月から令和6年3月までの賃金総額 労 災 合算する。 保 険 2(2)計算例 第1種特別加入保険料算定基礎額 X 労災保険率 参照 雇 用 令和5年4月から令和6年3月までの賃金総額 雇用保険率 保 険 令和5年4月から令和6年3月までの賃金総額 般拠出金率 ·般拠出金 X (労災保険に係る賃金総額)

2 労災保険料

- (1) 労災保険率は、事業の種類に応じて6ページのとおり定められています。
- (2) 第1種特別加入保険料は、申告書内訳により一般保険料と合わせて申告することになります。 なお、保険料の算出に当たっては、一般保険料とは別に計算(円未満はそれぞれで切り捨て)し、最 後に一般保険料と合算してください。

なお、円未満を切り捨てる前に合算したり、一般保険料の賃金総額と特別加入算定基礎額の合算後に 労災保険率を乗じて算出したりすると、保険料に誤りが生じる場合がありますのでご注意ください。

一般保険料賃金総額 2,355 千円 特別加入保険料算定基礎額 1,277 千円の場合

(正しい計算例) 一般保険料 2,355千円×6.5/1000=15,307円(円未満切捨て)

特別加入保険料 1,277 千円×6.5/1000= 8,300 円 (円未満切捨て)

労 災 保 険 料 23,607 円

(誤った計算例①) - 般保険料 2,355千円×6.5/1000=15,307.5円

特別加入保険料 1,277 千円×6.5/1000= 8,300.5 円

労 災 保 険 料 23,608円→1円の差額が生じる

(誤った計算例②) 2,355 千円+1,277 千円=3,632 千円

労災保険料 3,632千円×6.5/1000=23,608円→1円の差額が生じる

(3) 令和5年度にメリット制が適用されている事業場の確定保険料は、上記(2) に注意し、昨年通知した料率にて算出してください(料率が不明な場合、お問い合わせください。)。

令和6年度にメリット制が適用される事業場については、別途送付する労災保険率決定通知書により 概算保険料を算出してください。

労災保険率及び第一種特別加入保険料率 (令和6年4月1日改定)

(単位:1/1,000)

				z:1/1,000)
事業6	の種類の分類	番 号	事業の種類	労災保険率
林	業	02又は03	林業	52
		1 1	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	18
漁	業	1 2	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37
		2 1	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業	88
		2 3	五灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13
鉱	業	2 4	原油又は天然ガス鉱業	
剪厶	未			2.5
		2 5	採石業 ファル・アクト ボ	37
		2 6	その他の鉱業	26
		3 1	水力発電施設、ずい道等新設事業	34
		3 2	道路新設事業 	11
		3 3	舗装工事業	9
建	設 事 業	3 4	鉄道又は軌道新設事業	9
~_	1. X	3 5	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	9.5
		3 8	既設建築物設備工事業	12
		3 6	機械装置の組立て又は据付けの事業	6
		3 7	その他の建設事業	15
		4 1	食料品製造業	5.5
		4 2	繊維工業又は繊維製品製造業	4
		4 4	木材又は木製品製造業	13
		4 5	パルプ又は紙製造業	7
		4 6	印刷又は製本業	3.5
		4 7	化学工業	4.5
		4 8	ガラス又はセメント製造業	6
		6 6	コンクリート製造業	13
		6 2	陶磁器製品製造業	17
		4 9	その他の窓業又は土石製品製造業	23
		5 0	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	6.5
		5 1	非鉄金属精錬業 - A B + Mail B # Mail A Mail	7
製	造 業	5 2	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	5
		5 3	铸物業 	16
		5 4	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	9
		6 3	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	6.5
		5 5	めつき業	6.5
			機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び	0.0
		5 6	計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5
		5 7	電気機械器具製造業	3
		5 8	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	4
		5 9	船舶製造又は修理業	23
		6 0	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	2.5
		6 4	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5
		6 1	その他の製造業	6
		7 1	交通運輸事業	4
運	輸 業	7 2	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。) ************************************	8.5
		7 3	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	9
get. k ·	18-1-12	7 4	港湾荷役業	12
	、ガス、水道 熱供給の事業		電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
		9 5	農業又は海面漁業以外の漁業	13
		9 1	清掃、火葬又はと畜の事業	13
		9 3	ビルメンテナンス業	6
7	りかり事業	9 6	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
40	の他の事業	9 7	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
		9 8	即売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
		9 9	金融業、保険業又は不動産業	2.5
		9 4	その他の各種事業	3
		9 0	船舶所有者の事業	42

^{*}平成22年1月1日に雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)により、船員保険事業のうち職務上疾病及び年金部門が労災保険に統合されたことに伴い「船舶所有者の事業」を新設した。

一括有期事業〈建設の事業〉メリット適用事業場労災保険率表

業種 番号	事業の種類	事業開始時期	基本料率	-40%	-35%	-30%	-25%	-20%	-15%	-10%	-5%	基本料率 ± 0	+5%	+10%	+15%	+20%	+25%	+30%	+35%	+40%
		平成27年4月1日 以降のもの	79	47. 640	51. 560	55. 480	59. 400	63. 320	67. 240	71. 160	75. 080	7.9	82. 920	86. 840	90. 760	94. 680	98. 600	102. 520	106. 440	110. 360
21	水力発電施設、	平成30年4月1日	64	38. 640	41. 810	44. 980	48. 150	51. 320	54. 490	57. 660	60. 830	64	67. 170	70. 340	73. 510	76. 680	79. 850	83. 020	86. 190	89. 360
31	ずい道等新設事業	以降のもの	62	37. 440	40. 510	43. 580	46. 650	49. 720	52. 790	55. 860	58. 930	62	65. 070	68. 140	71. 210	74. 280	77. 350	80. 420	83. 490	86. 560
		令和6年4月1日 以降のもの	34	20. 640	22. 310	23. 980	25. 650	27. 320	28. 990	30. 660	32. 330	34	35. 670	37. 340	39. 010	40. 680	42. 350	44. 020	45. 690	47. 360
		平成27年4月1日 以降のもの	11	6. 840	7. 360	7. 880	8. 400	8. 920	9. 440	9. 960	10. 480		11. 520	12. 040	12. 560	13. 080	13. 600	14. 120	14. 640	15. 160
32	道路新設事業	平成30年4月1日 以降のもの	11	6. 840	7. 360	7. 880	8. 400	8. 920	9. 440	9. 960	10. 480	11	11. 520	12. 040	12. 560	13. 080	13. 600	14. 120	14. 640	15. 160
		令和6年4月1日 以降のもの	11	6. 840	7. 360	7. 880	8. 400	8. 920	9. 440	9. 960	10. 480		11. 520	12. 040	12. 560	13. 080	13. 600	14. 120	14. 640	15. 160
		平成27年4月1日 以降のもの	9	5. 640	6. 060	6. 480	6. 900	7. 320	7. 740	8. 160	8. 580	9	9. 420	9. 840	10. 260	10. 680	11. 100	11. 520	11. 940	12. 360
33	舗装工事業	平成30年4月1日 以降のもの	9	5. 640	6. 060	6. 480	6. 900	7. 320	7. 740	8. 160	8. 580	9	9. 420	9. 840	10. 260	10. 680	11. 100	11. 520	11. 940	12. 360
		令和6年4月1日 以降のもの	9	5. 640	6. 060	6. 480	6. 900	7. 320	7. 740	8. 160	8. 580	9	9. 420	9. 840	10. 260	10. 680	11. 100	11. 520	11. 940	12. 360
		平成27年4月1日 以降のもの	9.5	5. 940	6. 385	6. 830	7. 275	7. 720	8. 165	8. 610	9. 055	9:5	9. 945	10. 390	10. 835	11. 280	11. 725	12. 170	12. 615	13. 060
34	鉄道又は軌道 新設事業	平成30年4月1日 以降のもの	9	5. 640	6. 060	6. 480	6. 900	7. 320	7. 740	8. 160	8. 580	9	9. 420	9. 840	10. 260	10. 680	11. 100	11. 520	11. 940	12. 360
		令和6年4月1日 以降のもの	9	5. 640	6. 060	6. 480	6. 900	7. 320	7. 740	8. 160	8. 580	9	9. 420	9. 840	10. 260	10. 680	11. 100	11. 520	11. 940	12. 360
		平成27年4月1日 以降のもの	11	6. 840	7. 360	7. 880	8. 400	8. 920	9. 440	9. 960	10. 480	11	11. 520	12. 040	12. 560	13. 080	13. 600	14. 120	14. 640	15. 160
35	建築事業	平成30年4月1日 以降のもの	9. 5	5. 940	6. 385	6. 830	7. 275	7. 720	8. 165	8. 610	9. 055	9.5	9. 945	10. 390	10. 835	11. 280	11. 725	12. 170	12. 615	13. 060
		令和6年4月1日 以降のもの	9.5	5. 940	6. 385	6. 830	7. 275	7. 720	8. 165	8. 610	9. 055	9:5	9. 945	10. 390	10. 835	11. 280	11. 725	12. 170	12. 615	13. 060
		平成27年4月1日 以降のもの	15	9. 240	9. 960	10. 680	11. 400	12. 120	12. 840	13. 560	14. 280	1:5	15. 720	16. 440	17. 160	17. 880	18. 600	19. 320	20. 040	20. 760
38	既設建築物 設備工事業	平成30年4月1日 以降のもの	12	7. 440	8. 010	8. 580	9. 150	9. 720	10. 290	10. 860	11. 430	1:2	12. 570	13. 140	13. 710	14. 280	14. 850	15. 420	15. 990	16. 560
		令和6年4月1日 以降のもの	12	7. 440	8. 010	8. 580	9. 150	9. 720	10. 290	10. 860	11. 430	1:2	12. 570	13. 140	13. 710	14. 280	14. 850	15. 420	15. 990	16. 560
	機械装置の	平成27年4月1日 以降のもの	6. 5	4. 140	4. 435	4. 730	5. 025	5. 320	5. 615	5. 910	6. 205	6.5	6. 795	7. 090	7. 385	7. 680	7. 975	8. 270	8. 565	8. 860
36	組立て又は	平成30年4月1日 以降のもの	6. 5	4. 140	4. 435	4. 730	5. 025	5. 320	5. 615	5. 910	6. 205	6:5	6. 795	7. 090	7. 385	7. 680	7. 975	8. 270	8. 565	8. 860
	据付けの事業	令和6年4月1日 以降のもの	6	3. 840	4. 110	4. 380	4. 650	4. 920	5. 190	5. 460	5. 730	6	6. 270	6. 540	6. 810	7. 080	7. 350	7. 620	7. 890	8. 160
		平成27年4月1日 以降のもの	17	10. 440	11. 260	12. 080	12. 900	13. 720	14. 540	15. 360	16. 180	17	17. 820	18. 640	19. 460	20. 280	21. 100	21. 920	22. 740	23. 560
37	その他の 建設事業	平成30年4月1日 以降のもの	15	9. 240	9. 960	10. 680	11. 400	12. 120	12. 840	13. 560	14. 280	1:5	15. 720	16. 440	17. 160	17. 880	18. 600	19. 320	20. 040	20. 760
		令和6年4月1日 以降のもの	15	9. 240	9. 960	10. 680	11. 400	12. 120	12. 840	13. 560	14. 280	1:5	15. 720	16. 440	17. 160	17. 880	18. 600	19. 320	20. 040	20. 760

3 雇用保険料

雇用保険率表

	令和5年度	(確定保険料の	の計算に使用)	令和6年度	(概算保険料の	の計算に使用)
事業の種類	保 険 率	事 業 主 負 担 率	被保険者 負担率	保 険 率	事 業 主 負 担 率	被保険者 負担率
一般の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産 清酒製造の事業 (園芸サービスは除く)	17.5/1000	10.5/1000	7/1000	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	18.5/1000	11.5/1000	7/1000	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

- ※ 被保険者が負担すべき雇用保険料額は、賃金総額に上記雇用保険率表の被保険者負担率を乗じた額 となりますが、1円未満の端数が生じたときの取扱いは以下のとおりです。
 - ① 被保険者負担分を賃金から源泉徴収する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は、切り 捨て、50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。
 - ② 被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げとなります。
 - ③ ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。

日雇労働被保険者

日雇労働被保険者を雇用する事業主は、印紙保険料のほかに一般保険料も納付しなければなりません。 印紙保険料については委託事務から除かれていますが、一般保険料に関しては事務組合の委託事務に なりますので、必ず事業主から各月における日雇労働被保険者への賃金等の支払報告を受け、一般被保 険者の分と併せて申告・納付してください。

4 一般拠出金

「一般拠出金」とは、「石綿による健康被害の救済に関する法律」による石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に充てるため、労災保険適用事業場の事業主のみなさまにご負担いただくものです。

石綿(アスベスト)は、すべての産業において、その基礎となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきたことから、「一般拠出金」はアスベストの製造販売等を行ってきた事業主だけではなく、<u>すべての</u> 労災保険適用事業場の事業主のみなさまに申告・納付していただくことになっています。

〈注意事項〉

- ① 特別加入者や雇用保険料のみの適用事業主は、「一般拠出金」の申告・納付は不要です。
- ② 「一般拠出金」は労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。
- ③ 「一般拠出金」は確定納付のみの手続となり、延納(分割納付)はできません。
- ④ 料率は、<u>業種を問わず一律 1000 分の 0.02 となっています。</u>また、一般拠出金率にはメリット料率の 適用はありません。
- ⑤ 一般拠出金算定基礎額は、労災保険算定基礎額と同額であり、算定基礎額に上記料率を乗じます(円 未満の端数は切り捨て)。また、納付期限は、概算保険料第1期の納付期限と同じです。
- ⑥ 年度途中に委託解除があった場合には、概算保険料の減額訂正報告の際に、一般拠出金を算出し、納付してください(減額訂正報告の詳細は39~43ページを参照してください。)。

4 継続事業(末尾番号 0,2,4,6)の年度更新について

※ 末尾4はその他の林業(03業種)が該当します。

1 今年度までの主な留意点

・ <u>令和6年4月1日から、**労災保険率及び第一種特別加入保険料率**(6ページ)、**第二種特別加入保険 料率**(30ページ) **及び労務費率**(20ページ) が改定になります。</u> 建設業の一人親方の保険料率は 17/1000です。

※令和6年度概算保険料に適用

- ・令和4年度の確定保険料は料率が前期と後期で異なっていたため、前期後期と分けて集計を行いましたが、**令和5年度は**雇用保険料が一年間同料率のため、**通年で賃金の集計を行います。**これに伴い、昨年度使用した保険料・一般拠出金申告書内訳(以下「申告書内訳」いう。)の様式が変更となっています。
- ・電子媒体(CD等)による申告書内訳の提出を行う場合は「令和6年度データ形式」による作成が必要です。51ページ「電子媒体による申告書内訳の提出について」の確認をお願いいたします。(昨年度のデータ形式による電子媒体は、受理できません。)

2 よくある誤り

<u>申告書内訳の審査において以下の誤りが多く見られました。申告書内訳・申告書を提出する前に、誤</u>りがないか十分ご確認ください。

□ 単純な計算誤り

提出前に必ず検算してください(電算処理の場合には、関数等の設定確認をお願いします。)。

□ 保険料率の適用誤り

労災保険だけではなく雇用保険にも誤りがありました。特に、特掲事業(農業・林業及び建設業)に一般事業の雇用保険率を適用していたものが目立ちました。

- □ 特別加入者の概算保険料のみ計上し、常時使用労働者分を見込んでいない
 - 一般保険料(労災保険)の概算分を0円として申告することはできません。

(中小事業主等は、労働者を使用する日の合計が年間100日以上になることが見込まれることが必要となりますので、一般保険料の概算分が必要になります。)

□ 特別加入者の氏名記載誤り、給付基礎日額の記載誤り

特別加入者は1名ずつ、氏名や漢字表記を簡略せずに正しく記入してください。

□ 特別加入者の年度途中での加入、脱退、異動に伴う算定基礎額及び区分(継続・加入・脱退)誤り

給付基礎日額、適用月数・月割額に誤りがないか承認通知等で再確認してください。また、特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳(記入例24ページ④)の労働局用の提出をお願いします。

□ 年度途中で委託解除となり、減額申請を行った事業場について年度更新時の申告書内訳(確定申告) に含めていない

減額訂正報告は、申告済概算保険料の減額処理を行うもので確定申告ではありません。年度更新時には確定分としてもれなく申告してくだい。

□ 年度途中で委託解除となり、減額申請を行った事業場について、一般拠出金の金額が再度計上されて いた

減額申請時に一般拠出金については申告、納付していただいているため、年度更新時の申告書内訳では 0円となります。

□ 末尾 0, 2, 6 の内訳書において、常時使用労働者数又は被保険者数の欄に 1 人以上の人数の記載があるにも関わらず賃金総額が 0 円となっている

常時使用労働者数又は被保険者数が1人以上で賃金総額が0円となっている場合は、常時使用労働者数 又は被保険者数を0人としてください。

□ 雇用保険の被保険者になる可能性が、労災保険料の算定賃金から認められる場合、その確認をしていない

雇用保険の被保険者要件を満たしている場合は、雇用保険の加入指導を行ってください。

□ 年度更新時の概算保険料に、新年度の6月1日以降に保険関係が成立した委託事業場の分までを含めていた

年度更新後、増額訂正報告を行ってください(35~38ページ参照)。

- 3 年度更新手続に必要な書類 (ご提出の際は、表紙裏「提出書類について」をご確認ください)
 - 労働保険料申告書(様式第6号(甲))→記入例16ページ
 - 保険料・一般拠出金申告書内訳(組様式第6号(甲))→記入例13ページ [労働局・監督署・事務組合控]の3部
 - 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳(別紙様式第2号)→記入例24ページ④※対象となる事業場がある場合に「労働局用」と「事務組合控」の2部提出してください。
- 4 事務組合で使用する各種帳票(様式)のうちダウンロードが可能なもの
 - 下の帳票は厚生労働省ホームページ等からダウンロードして使用することが可能です。
 - 労働保険料 一般拠出金 還付請求書 様式第8号(第36条関係)

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/dl/yousiki08_1.pdf

- ② 口座振替納付書送付依頼書(新規) (**口座様式第1号**) (先に金融機関へ提出) https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/dl/koufuri_1.pdf
- ③ 口座振替納付書送付依頼書(変更) (口座様式第2号) (先に金融機関へ提出) https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/dl/koufuri_2.pdf
- ※ ①の事業主控は、事務組合でご用意(コピー対応等)ください。
- ※ ②及び③は、それぞれ<u>1部4枚構成</u>となっています。<u>労働局提出分は先頭(1枚目)及び最終OCR帳票面(4枚目)になります。金融機関確認印を忘れずにお願いします。</u> なお、2枚目が事務組合控、3枚目が金融機関提出用になります。

事務組合の代表者が変わったときは ・

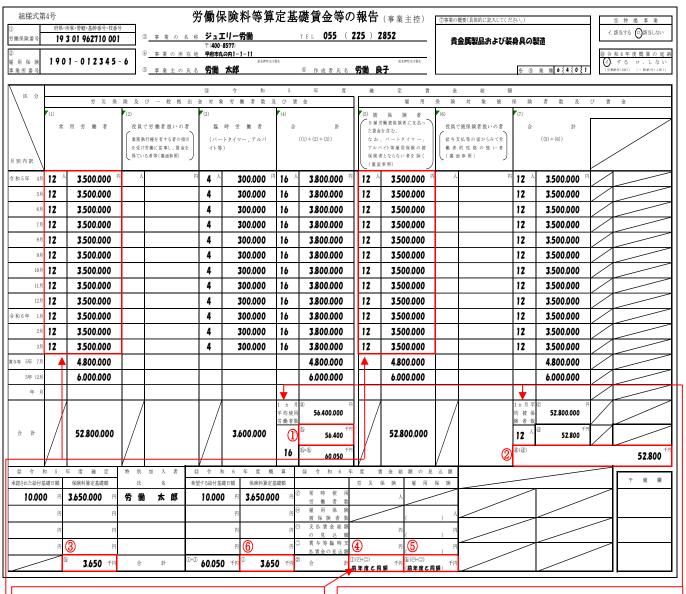
労働保険等労働保険事務組合変更届 ……変更のあった日から起算して14日以内口座振替納付書送付依頼書 ……変更後速やかにご提出ください。

5 各用紙の記入のしかた

① 賃金等の報告

毎月の対象労働者、対象被保険者の賃金の記入に当たっては、下記の点を注意して、毎月の賃金をとりまとめ、記入してください。

- ・通勤手当等の漏れはないか
- ・税、社会保険料等控除後の金額になっていないか(→総支給額で集計)
- ・臨時労働者の申告漏れはないか(→短期アルバイト分も含む)



令和6年度の賃金見込総額が前年度の賃金総額の50/100以上、200/100以下の場合には「命合計」欄に「前年度と同額」と記入し、①欄から⊜欄までは記入しないでください。

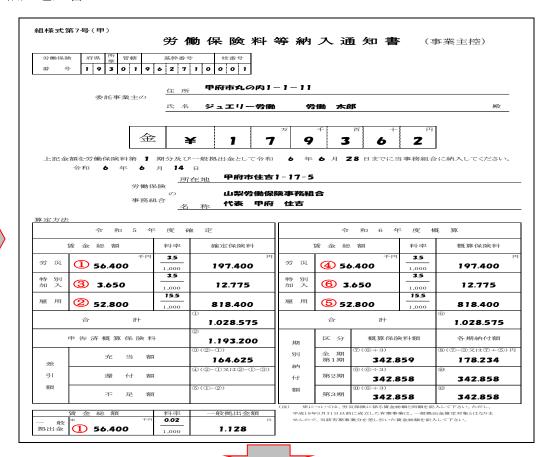
1か月平均使用労働者数、被保険者数は令和5年度中における1か月あたりの平均人数を記入してください。 (小数点以下切り捨て。ただし、これにより0人になる場合は、1人としてください。)

(1) 常用労働者数と(5) 被保険者数及び賃金が相違する場合は、理由を確認してください。

*名称・所在地・事業の種類等の変更について

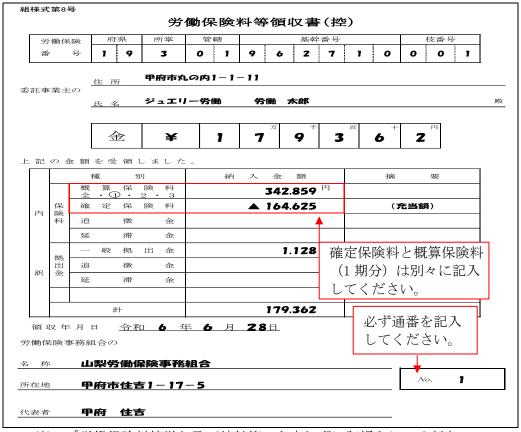
すでに届け出ている委託事業主の名称・所在地・事業の種類などに変更が生じた場合は、その変更が生じた日の翌日から起算して10日以内に安定所(又は監督署)へ届け出てください。

② 納入通知書



③ 領収書

委託事業主から保険料等を徴収したら、必ず領収書を交付してください。

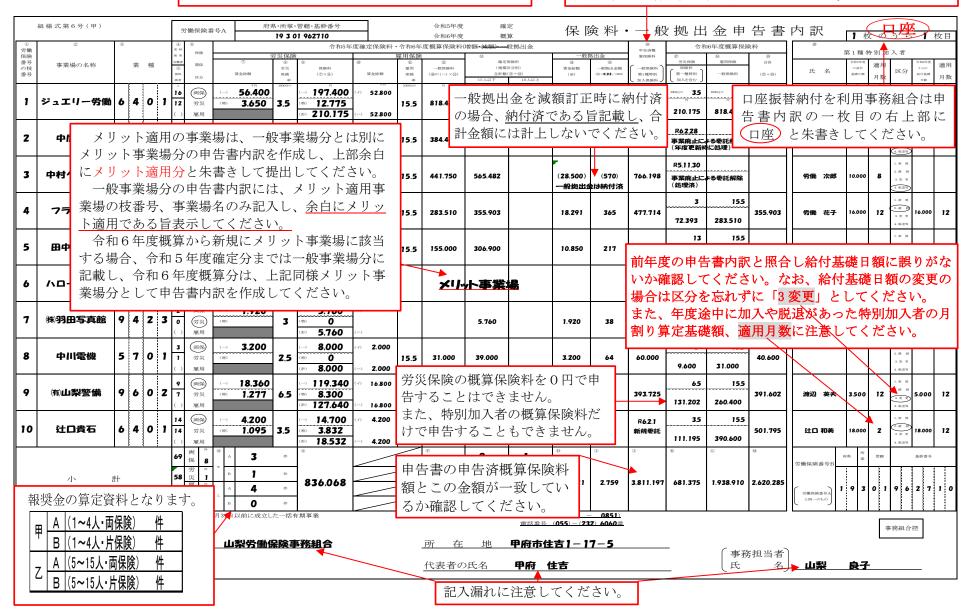


※ 「労働保険料等徴収及び納付簿」も忘れずに記帳をしてください。

④ 申告書内訳

- 賃金等の報告からの転記誤りに注意してください。
- 保険料率に誤りがないか確認してください。
- ・ 保険料計算の際の端数処理に注意してください。
- 提出前に必ず検算を行ってください。

令和5年度概算保険料として申告した額を記入してください。 ただし、令和5年度の途中に増額申告及び減額申告をしている 場合は、その増減後の額を記入してください。



労働保険料の算定基礎となる賃金早見表 (例示)

*保険料算定期間中(令和5年4月1日~令和6年3月31日)に支払いが確定した賃金は、算定期間中に支払われなくとも算入されます。

賃金総額に算入するもの	賃金総額に算入されないもの
基本給、固定給等基本賃金	役員報酬
超過勤務手当、深夜手当、休日手当等	(取締役等に対して、労働対償以外として支払う報酬)
扶養手当、家族手当等	休業補償費
宿・日直手当	結婚祝金
役職手当、管理職手当等	死亡弔慰金
地域手当	災害見舞金
住宅手当	増資記念品代
教育手当	私傷病見舞金
単身赴任手当	解雇予告手当
技能手当	(労働基準法第20条の規定に基づくもの)
特殊作業手当	年功慰労金、勤続褒賞金
奨励手当	出張旅費、宿泊費等
物価手当	(実費弁償的なもの)
賞与	制服
通勤手当(非課税分を含む)	会社が全額負担する生命保険の掛金
定期券、回数券等	財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等
休業手当 (労働基準法第26条の規定に基づくもの)	(労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するため事業主 が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等)
雇用保険料その他社会保険料 (労働者の負担分を事業主が負担する場合)	創立記念日等の祝金(恩恵的なものではなく、かつ、 全労働者又は相当多数に支給される場合を除く)
住居の利益(社宅等の貸与を行っている場合のうち貸与を 受けない者に対し均衡上住宅手当を支給する場合)	チップ (奉仕料の配分として事業主から受けるものを除く)
いわゆる前払い退職金(労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せするなど前払い	住宅の利益 (一部の社員に住宅等の貸与を行っているが、他の者に均衡給与が支給されない場合)

退職金

金で支払われるもの)

(退職を事由として支払われる場合であって、退職時に 支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時

額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せするなど前払い

され、支給基準・支給額が明確に定められている場合)

	組様式第6号(甲)		ý	労働保険番	F号A 所		·管轄·基幹番号			令和5年度	確		保『)			金申	告書	内訳	1 1		座)	₩. □
0	2	3	(4)	6		193	01 962710 令和5年	度確定保険料・	令和6年	令和6年度 度概算保険料	増額・減額・一	-	11 12		(G) 申告済報		6年度概算保証		9				枚目
労働 保険 番号	古春日のかな	# C5	技用 労働者	保険	0	労災保陽 ®	9	0	雇用保険 ①	0	() N(2)	早級料	一般 8	処出金	算保険料	② 労災保険	図 雇用保険	B 合計		第1種料		入者	
の枝番号	事業場の名称	業種	S HH RM	医分区分	賃金総額	労災 保険 率	保険料 (⑦×8)	货金給額	展用 保険 率	一般保険料 (別の(ハ)×回)	(規模) 合計額(15人以下 円	医分別((②+②) 16人以上 H	賃金総額 (液)	一般挑出全額 (8× 0.02 /100)	一般保険料 第1種特別 加入保険料	保険料 第一種枠別 加入を含む	一般保険料	(D+8)	氏 名	の総付 亜酸日類 日	適用 月数	区分 計議	通用月数
1	ジュエリー労働	6 4 0 1	16 12 (_)		(÷) 56,400 (*) 3,650	a .	(±) 197,400 (±) 12,775 (±) 210,175	(A) 52.800 (A) 52.800	15.5	818.400	"	1.028.575	56.400	1.128	1.193.200	35 7 210,175	155 FI 818,400	1.028.575	労働 太郎	10.000	12	1 新 規 2 組 初 2 変 更 4 級进等	12
2	中居繊維	4 2 0 1	8		(+) 24.800 (#) 4,684		(#) 99,200 (#) 18,736 (#) 117,936	(4) 24,800 (A) 24,800	15.5	384.400	502.336		24.800	496	561.710	R6.2.28 事業廃止に。 (年度更新時			丸の内 一郎	14.000	11	1.新規 2.額 統 3.英英	
3	中村タクシー	7 1 0 2	10 10		(÷) 28,500 (†) 2,433	4	(±) 114,000 (±) 9,732 (±) 123,732	(4) 28.500 (A) 28.500	15.5	441.750	565.482		(28.500) 一般拠出台	(570) は納付済	766.198	R5.11.30 事業廃止に (処理済)	る委託解除		劳働 次郎	10.000	8	1 新規 規 規 規 規 規 規 規 規 規 規 規 規 規 規 規 規 規 規	
4	フラワー咲	9 8 0 1	4	画保 労災 雇用	(+) 18,291 (#) 5,840	3.0	(±) 54.873 (±) 17,520 (±) 72,393	(A) 18.291 (A) 18.291	15.5	283.510	355.903		18.291	365	477.714	3 72.393	15.5 283.510	355.903	労働 花子	16.000	12	1 新 規 2 謝 初 2 英 更 16,000 4 根述等	12
5	田中家具㈱	4 4 0 1	3 2 ()		(-) 10.850	14	(-) 151.900 (#) 0 (#) 151.900		15.5	155.000	306.900		10.850	217	354.150	13 141.050	155 155.000	296.050				1.新規 2.維統 3.変 4.脱過等	
6	ハロー運送街		()	両保 労災 雇用	(特)		(-)	(4) (^)		<u>≯I].</u>	<u>小事業</u>	.B.				•••••						1 新 規 2 額 税 3 変 更 4 税进等	
1	株羽田写真館	9 4 2 3	0	両保 労災 雇用	(+) 1.920 (特)	3	(#) 5.760 (#) 5.760	(4)			5.760		1.920	38	4.500	3 5.760		5.760				1.新規 2.維統 3.英英 4.脱进等	
8	中川電機	5 7 0 1	3 1 ()		(分) 3,200 (物)	2.5	(+) 8,000 (#) 0 (#) 8,000	(4) 2,000 (A) 2,000	15.5	31.000	39.000		3.200	64	60.000	9.600	15.5 31.000	40.600				1.新規 2.額 統 3.変更 4.税进等	
9	有山梨警備	9 6 0 2	9 1 (_)	所保 労災 雇用	(÷) 18,360 (‡) 1,277		(±) 119,340 (±) 8,300 (±) 127,640	(A) 16,800 (A) 16,800	15.5	260.400	388.040		18.360	367	393.725	65 131.202	15.5 260.400	391.602	渡辺 英夫	3.500	12	1 所 規 2 継 税 1 页 页 4 版进等	12
10	辻口貴石	6 4 0 1	14 14	労災	(-) 4,200 (#) 1,095	3.5	(-) 14.700 (#) 3.832	(4) 4,200	15.5	65.100	83.632		4.200	84	R62.1 新規委託	35 111 195	155 390.600	501.795	辻口 和美	18,000	2	1 新 規 2 組 前 3 変 更	12
	<u> </u>	8	69	休 8	9 A 3	ft.	(#) 18.532	4.200		[®] (2)	8 #	1 #	8	4	19	§ 5	6	⁸ (7)	労働保険番号B	所 容 章	管轄	4 税进等 基幹番号	
	小	計	58	労 災 用 の 計 9	B 1 A 4 B 0	件件	836.068		<i>/</i>	2.439.560	2247053 R	1.028.575 P	138.021	2.759	3.811.197	681.375	1.938.910	2.620.285		9 3	0 1	9 6 2 7	1 0
	- 般拠出金算定に係る賃金総額 いては、一般拠出金算定対象と 労働保険 事務組合の		(保険		総額の(一)と同額を記 山梨労働保険			3月31日以前に成	は立した一才	^{括有期事業} 所 在	地 甲府	(郵便番号) 電話番号(((((((((((((((((((<u>055) – (2:</u>	32) 6060							事	務組合控	
	予切地口ツ	<u>게 177</u>			■水刀倒体供	* 17 f	<u> </u>			代表者の日		府住吉	11 3	•		\	事務氏	担当者)	山梨	}			

概算保険料の延納(3分割)について

概算保険料を3分割した場合、小数点以下が生じる場合があります。 小数点以下が生じる場合は「333・・・」又は「666・・・」のいずれかです。 小数点以下が「333・・・」の場合には、1期に1円加算します。 小数点以下が「666・・・」の場合には、1期に2円加算します。

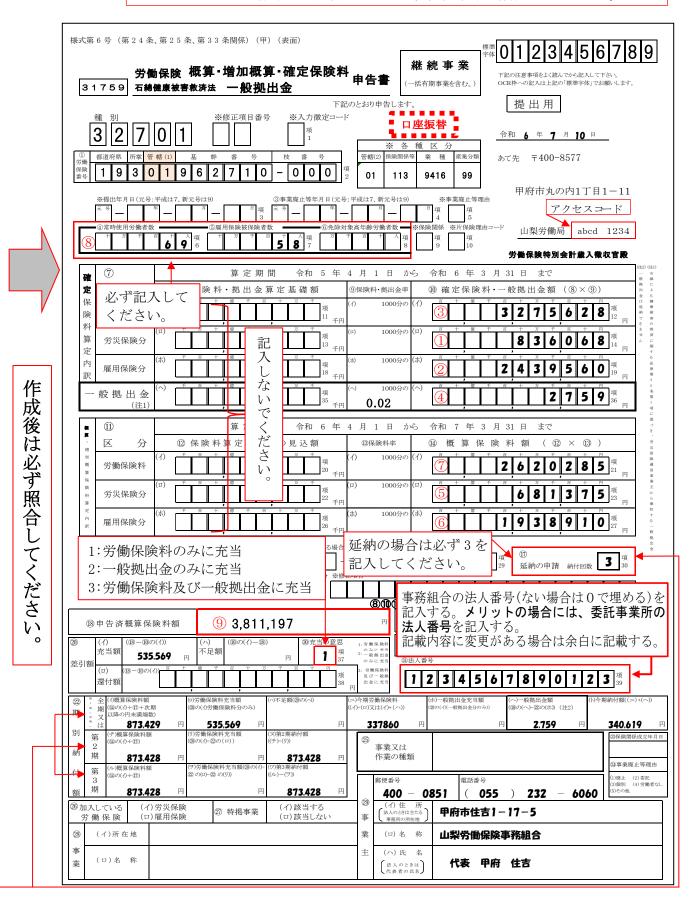
(例) 概算保険料:1,816,444円÷3=605,481.333…

第1期:605,482円 第2期:605,481円 第3期:605,481円

申告書の9と同額になっているか、確認してください。

額が相違している場合 は、必ず徴収室に連絡 してください。

- ・ 申告書内訳からの転記誤りに注意してください。
- ・ 必ず申告書内訳と一緒に提出してください。
- メリット適用事業場の申告書については、枝番号毎に作成してください。



5 一括有期事業(末尾番号 4,5)の年度更新について

※末尾4は林業(02業種)が該当します。

1 今年度の主な留意点

- ・ 令和6年4月1日から労災保険率、第一種・第二種特別加入保険料率及び労務費率が改定されています。
- ・ 中小事業主等特別加入者(建設事業)の労災保険率には、原則として一括有期事業の確定申告において賃金総額が一番高い業種を翌年度から適用しますので、登録されている主たる事業の種類と異なる場合には、翌年度(令和6年度)の初日を変更年月日とする「名称・所在地等変更届」(様式第2号)を提出してください(登録されている事業が翌年度以降の主たる事業になることが明らかに見込まれる場合を除きます)。
- ・ 年度途中で個別成立事業の委託を受けた場合の取扱いを、令和元年度から変更しています(35ページ参照)。

2 前回の内容審査から

申告書内訳等の審査において以下の誤りが多くみられました。申告書内訳・申告書等を提出する前に、 誤りや不備等がないか、十分ご確認ください。

- □ 02林業の事業場であるが一括有期事業報告書を提出していない
- □ 請負金額ではなく賃金で申告した工事に係る「一括有期事業報告書」・「一括有期事業総括表」が未 提出(賃金で申告する場合も報告書等は必須)
- □ 「事業の期間」、「事業の所在地」を記載していない
- □ 請負金額が500万円以上の工事を、○○工事他△件として申告

(まとめてよいのは500万円未満の工事)

- □ 終了年月日が対象年度内となっていない工事を申告している
- □ 一括扱いできない区域の工事を申告している

(平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、遠隔地で行われるものも含めて一括できます。)

□ 単独有期事業で申告している工事や、下請工事を申告している

※次ページ「3一括有期事業とは」を確認し、該当する元請工事のみを申告してください。

□ 申告書内訳に記載された業種が、登録の業種と異なる

3 一括有期事業とは

建設の事業や立木の伐採の事業は、原則として個々の工事または作業現場ごとに有期事業として労働保険に加入することになっていますが、それぞれの工事又は作業の規模が概算保険料額160万円未満で、かつ、建設の事業においては、請負金額が1億8,000万円未満(消費税額を除く。※平成27年3月31日以前に開始された工事については、1億9,000万円未満(消費税額を含む))、立木の伐採の事業の場合は、素材の見込み生産量が1,000立方メートル未満の場合に限り、「一括有期事業」として処理することとしています。

なお、一括扱いができる地域は、山梨県、東京都、埼玉県、神奈川県、長野県、静岡県の1都5県 (36:機械装置の組立て又は据付けの事業を除く)となっていましたが、平成31年4月1日以降に開始した有期事業は、地域要件が廃止されました。

4 年度更新手続に必要な書類

- 労働保険料申告書(様式第6号(甲))→記入例16ページ
- 保険料・一般拠出金申告書内訳(組様式第6号(甲))→記入例23ページ③
- 一括有期事業総括表(建設の事業)→記入例22ページ②
- 一括有期事業報告書 建設の事業:様式第7号(甲)→記入例21ページ①立木の伐採の事業:様式第7号(乙)→記入例25ページ⑤
- 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳(別紙様式第2号) →記入例24ページ④ ※対象事業場がある場合のみ提出してください。



◆ 委託事業主の範囲(規模)について

委託されている企業の中には、事業拡大等により労働者数が大幅に増加し、中小事業主等ではなくなる場合があります(継続一括した場合には一括全体の規模で判断します。)。

労働保険に係る事務処理を委託できる事業主の規模は以下のとおりです。確認の上、適正な事務処理をお願いします。

- ① 金融業、保険業、不動産業又は小売業・・・・・・・・・・・常時使用する労働者数50人以下
- ② 卸売業又はサービス業 (清掃業、火葬業、と畜業、自動車修理業及び機械修理業は除く) ……………… 同100人以下

5 一括有期事業報告書(末尾5)の記入について

- (1) 「事業の種類・労務費率・労災保険率一覧表」 (20ページ) により、事業の種類を一工事ごとに確認してください。
- (2) 一括有期事業報告書には、令和5年度中(令和5年4月1日~令和6年3月31日)に終了した一括有期対象工事を漏れなく分類ごとに集計し、それに労務費率を乗じて賃金総額を算出します。

ア 工事開始時期 平成27年4月1日~

請負金額 (消費税抜) × 労務費率 = 賃金総額

イ 工事開始時期 平成 25 年 10 月 1 日~平成 27 年 3 月 31 日

請 負 金 額 (消 費 税 込) × 労 務 費 率 = 賃 金 総 額 (108 分の 105 を乗じて得た額)

ウ 工事開始時期 平成 13 年 4 月 1 日 ~ 平成 25 年 9 月 30 日

請負金額(消費税込) × 労務費率 = 賃金総額

記入にあたっては、工事の開始時期、工事を行った場所及び請負金額等に誤りがないかよく確認してください。対象となる工事が複数ある場合には、「事業の種類」ごとに別葉とし、さらに「令和2年度 一括有期事業総括表」に記載されている「事業開始<u>時期</u>」ごとに分けて記入してください。

なお、一工事の請負金額が500万円未満で、「事業開始時期」と「事業の種類」が同一の場合には、「〇〇工事他△件」として合算での記入が可能ですが、後日、<u>労働局・監督署から確認を求められ</u>る場合がありますので、その際には内容が明確になるようにしておいてください。

(3) 請負代金に加算する額欄には、支給材の評価額、貸与物の賃貸料や損料を計上してください。

請負代金 (契約金額・施主 からの金銭給与)

計負代金に加算する額 (支給材の価格相当額+貸与物 の賃貸料や損料相当額)

一

請負代金から控除する額 下記(※)参照

一

請負代金がら控除する額

※請負代金から控除する対象工事用物は「36機械装置の組立て又は据付けの事業」の機械装置のみです。

(4) 共同企業体 (JV) で行う工事は、金額・地域に関わらず単独有期事業での申告となります。

6 一括有期事業総括表の記入について

一括有期事業報告書に記入した工事を業種別に取りまとめるのが、一括有期事業総括表です。記入例は22ページにあります。

令和6年4月1日から労務費率及び労災保険率が改定されます。工事の開始時期により労務費率・労 災保険率が異なりますのでご注意ください。

(1) 一括有期事業総括表で分類されている事業の種類別・工事開始時期別に、請負金額の合計を転記します。次に、請負金額に労務費率を乗じて賃金総額を算出し、千円未満を切り捨てます。最後に賃金総額に該当する労災保険率を乗じて算出したものが確定保険料額となります。

工事開始時期が平成 25 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までのもの

X

X

請負金額(消費税込) (108分の105を乗じて得た額) × 平成 27 年 3 月 31 日以前の 労務費率

賃金総額(千円未満切捨)

_

=

賃金総額(千円未満切捨)

平成 27 年 3 月 31 日以前の 保 険 料 率

確定保険料額

工事開始時期が平成27年4月1日以降のもの

請負金額(消費税抜)

× 平成27年4月1日以降の 労務費率

賃金総額(千円未満切捨)

賃金総額(千円未満切捨)

平成27年4月1日以降の 保 険 料 率

確定保険料額

- (2)業種別の確定保険料が算出されたら、合計欄に確定保険料の総額を記入してください。また、一般拠出金の対象となる賃金総額(千円未満切捨て)に 0.02/1000 を乗じて、一般拠出金も算出します。
- (3) 令和5年度確定にメリット制が適用されている事業場は、必ず令和5年度年度更新時に送付の「**労災** 保険率決定通知書」を使用し保険料の算出をしてください。

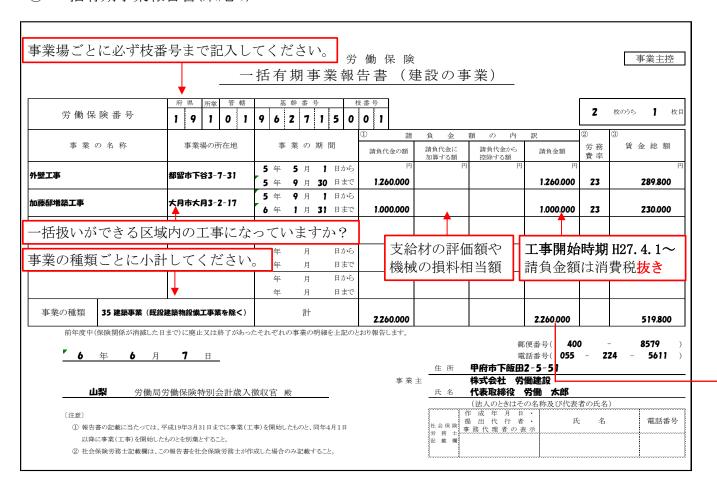
※申告書内訳に転記する前に、記入漏れ、計算誤り等がないか再度確認してください。

事業の種類・労務費率・労災保険率一覧表

			平成27年	4月1日~	亚出20年4	月1日以降	△ ₹ng 左 4	月1日以降
		開始時期区分	平成30年	三3月31日	十八30十4	1月1日以降	市和0十4	月1日以降
事	業の種類		労務費率	労災保険率	労務費率	労災保険率	労務費率	労災保険率
			(%)	(1000分の)	(%)	(1000分の)	(%)	(1000分の)
31	水力発電施設・ずい	道等新設事業	19	79	19	62	19	34
32	道路新設事業		20	11	19	11	19	11
33	舗装工事業		18	9	17	9	17	9
34	鉄道又は軌道新設事	業	25	9. 5	24	9	19	9
35	建築事業		23	11	23	9. 5	23	9. 5
38	既設建築物設備工事	業	23	15	23	12	23	12
36	機械装置の組立て	組立て又は取付け	40	6, 5	38	6. 5	38	6
30	又は据付けの事業	その他のもの	22	0. 5	21	0. 5	21	U
37	その他の建設事業		24	17	24	15	23	15

7 各用紙の記入のしかた

① 一括有期事業報告書(末尾 5)



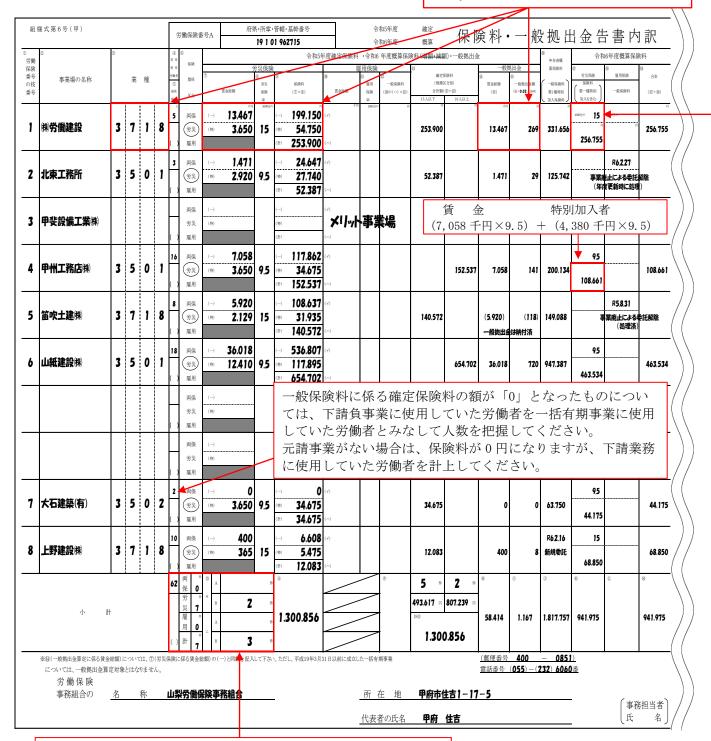
	府県所掌管轄		基 幹 番	5 号 -	枝番号					
労働保険番号	1 9 1 0 1	9 6	: :	7 1 5 0	8 8				2	枚のうち 2 枚
事業の名称	事業場の所在地	4	事業 (の期間	① 請 請負代金の額	負 金 請負代金に 加算する額	額 の 内 請負代金から 控除する額	訳請負金額	② 労務 比率	③ 賃金総額
田中邸家屋解体工事	富士川町鍬沢1215	4 年	_	月 1 日から 月 20 日まで		川昇する領門	控除する額 円	612.500	24	147.000
県道次修工事	都留市四日市場23-2	5 年 5 年	8	月 1 日から 月 20 日まで				42.000.000	24	10.080.000
隧道改修工事 他5件	韮崎市若宮1-10-41	5年 6年		月 1 3から 月 31 3まで	11.340.000			11.340.000	24	2.721.600
		年年		月 日から 月 日まで						
		年		月 日から						
		年		月日まで						
		年		月 日から						
500 万円未満の工事		年		月 日まで						
2 - 1 - 4 2 1 - 110 - 4 - 1 4 - 1		年		月 日から						
		年		月 日まで	+					
		年		月 日から						
		年		月 日まで 月 日から	-					
		年年		月 日から 月 日まで						
事業の種類 37 その	の他の建設事業	<u> </u>		H	53.952.500			53.952.500		12.948.600

② 一括有期事業総括表

	労働	呆 険 番 号	府 県 1 9	所掌	管 轄 0	1 9	6		番号	5 (枝 番 0 0			一括有期	事業報告書	2 枚添
業種番号	事	業の種類	事業	開始時期		請負	1 金	額	労務 費率		金 総	額	}	料率	保「	険 料 額
				7年3月31日		•••••		***************************************	^円 18			千円	1000分の 89	1000分の	***************************************	
31	水力発電が	施設、ずい道等新設等	1 英 1	0年3月31日	+		••••••						03			
			<u>以前</u> 平成3)もの 0年4月1日	-								-			
			<u>以降</u> 0 平成2)もの 7年3月31日	-								16			
0.0	× 114	* 30 +	以前 <i>0</i> 平成3)もの 0年3月31日	-				20				10			
32	追 路	新 設 事	来 以前の										- 11			
	ļ		以降の		_				19				ļ	ļ		
			以前の	0もの					18				10			
33	舗装	王 事	美 以前の										9			
			以降の						17				ļ			
			以前の	7年3月31日)もの					23				17			
34	鉄道又	は軌道新設事	₩ 14:0	0年3月31日					25				9.5			
				0年4月1日					24				9			
		***************************************		7年3月31日			Γ	(1)×	(23%	(千円	未満	切捨)	13			$\mathbb{A} \times 9.5$
35	建	築事		0年3月31日						\ .	. , - 11-3	2 - 4 HI /	11			<u> </u>
			平成3	0年4月1日	(1) 2	260	0.000	23	(A)	519	9.5		(C)	4,93
				7年3月31日	- 	<u></u>	<u>. 2 U C</u>	,,,,,,,,,,	22		<u></u>		-			7,73
38	8 既設建築物設備工事業	・		0年3月31日								•••••	15			***************************************
30		以前の	<u>)もの</u> 0年4月1日					23				12				
	ļ		以降 <i>0</i> 平成2	もの 7年3月31日	-				20				-	┢┉┉┥		
	組立て又は取付け		以前の		-				38				7.5	├ ──		
		に関するも	の以前の		-		***************************************		40				6.5			***************************************
36	の組立て又は据付		以降0						38				-			
	けの事業		以前の	0もの					21				7.5			
		その他のも	以前の						22				6.5			
			平成3 以降 <i>0</i>	0年4月1日)もの					21				0.0			
			平成2 以前 <i>0</i>	7年3月31日)もの				2 ×	< 24%	(千円	未満	切捨)	19			B×15
37	その化	也の建設事	17 th 2	0年3月31日					9.4				17			
				0年4月1日	→ ②	53	952	2.500	24)	B	12	2.948	15		(D)	194.22
		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		9年3月31日						Ø −			T			
$\overline{/}$	1	合 計			<u>(</u> )+(2)	56.	212	2,500		(A)+(E	) 1:	3.467			<b>C</b> + <b>D</b>	199.150
											を除いた		③ 一般拍	処出金率	一彤	対拠出金額 ②×③)
									/		13,4	^{手円}	5	0分の .02		269
別汤	一括右	期事業報告書	の明細を上	記のとなり	)絵拝)	して報生	生) 生	₊ /	l		, <del>, , , ,</del>	<u> </u>	į U.	郵便番号		_
\J-11h	, 1H.H.;	がまず状口百	- ヘン1 小田で 丁	. начисяо:	√ MC:1∐ (		-, US							電話番号	-( 055	- 224 -
令和	6	年 6	<b>Л</b>	日			/	/			12.	E	A広士で	25 m 2 4	:_E1	
	.≠ıı	W 181	/m =^ · ·	4			/				<u>任</u>	所	<u>1 40 mm</u>	飯田2-5	)*31	
Ш	梨	労働局労働	]保)(特)	川会計意	5入徴	収官	/殿			事業	主	+	株式会社	<b>労働</b> 建	設	
										- //-	氏		代表取締	役 労働	太郎	h- T/ √ 10 / 10 → →
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	作成年月日・		→ Zhe Lis em	+/ m +/	<del>/</del>				<del></del>	<del></del> 名		f)	<b>広人</b> のとき	はその名 [†] 電 話	<ul><li>休及び代表者</li><li>番 号</li></ul>
社 姿																

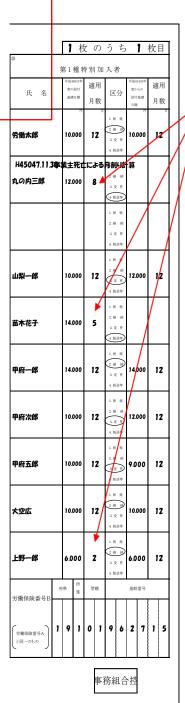
#### ③ 申告書内訳

- ・保険料率に誤りがないか確認してください。
- ・ 保険料計算の際の端数処理に注意してください。
- ・ 提出前に必ず検算を行ってください。
- ・ 申告書内訳の記入については、13ページも参照してください。
- ・ 申告書の記入については、16ページを参照してください。
- ・ 一般の確定保険料及び一般拠出金(⑦, ⑨, ⑭, ⑮欄) は、一括有期事業総括表(22 ページ②参照) により算出された金額を 記入してください。
- ・③,⑧欄は特別加入者に対するものとして、登録されている主たる事業の種類、 労災保険率を記入し、計算してください。



メリット事業場は、別葉での申告となりますので、件数には含めないでください。なお、一般事業場の申告書内訳には、枝番号、事業場名のみを記入しメリット適用されている旨、表示してください。

- ・ 原則として概算の労災保険率は、確定保険料の算定基礎となった賃金総額が一番高い業種の労災保険率 (メリット事業場はメリット料率)を記入してください(22ページ参照)。
- ・ ⑦欄の一般賃金総額と特別加入者の算定基礎額に、この労災保険率をそれぞれ乗じて得た額の合計を記入 してください。
- ・ 元請工事がなく令和5年度確定保険料が0円の場合には、令和6年度の見込み元請工事額から、一般保険料の概算額を算出してください(特別加入者分のみを概算保険料とすることはできません。)。



山梨良子

#### ④ 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

月割計算を行う場合は、特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳(別紙 様式第2号)にまとめて「申告書内訳」と一緒に提出してください。

別紙様式第2号

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

( 労 働 保 険 事 務 組 合 用 )

1枚のうち1枚目

令和 5 年度分

	府 県	所掌 管 轄	基	幹 番	号			
労働保険番 号	1 9	1 0 1	9 6	2 7	1 5			
枝特	別加入者	給付基礎	当該保険	料算定期間に	特 例 に	加入	1月分の保険	特例による保険
番号 氏	名	日 額		別加入期間	よる理由	月数	料算定基礎額	料算定基礎額
0 2 <b>A</b>	の内三郎	12.000	3 + 4	月 1 日 11月30日	1 加入 2 脱退、自然消滅等	月 <b>8</b>	<b>365.000</b>	2.920.000
05 首	苗木花子	14.000	J + 4	月 1 日 8 月 31 日	1 加入 2 脱退、自然消滅等	月 <b>5</b>	425.834	2.129.170
0 8 _	上野一郎	6.000	0 + 2	月 1 3 日 (	1加入 2脱退、自然消滅等	<b>2</b>	182.500 ^円	365.000
		F	年 年	月 日	1 加入 2 脱退、自然消滅等	月	Ħ	
		P		月 日	1加入 2脱退、自然消滅等	月	円	
		P		月 日	1加入 2 脱退、自然消滅等	月	円	
		F	年~年	月 日	1 加入 2 脱退、自然消滅等	月	Ħ	
		F	年 ~ 年	月 日	1 加入 2 脱退、自然消滅等	月	Ħ	
		H	年 ~ 年	月 日	1 加入 2 脱退、自然消滅等	月	Ħ	
		F	年 ~ 年	月 日	1 加入 2 脱退、自然消滅等	月	Ħ	
計	3							5.414.170

上記のとおり報告します。

<u>令和 6 年6月7日</u>

■製 労 働 局 労 働 保 険 特 別 会 計 歳 入 徴 収 官 殿

(郵便番号400-0851) 電話(055)-(232) 6060番

労働保険

所 在 地**里府市住吉1-17-5** 

事務組合

名 称 山梨労働保険事務組合

代表者氏名 甲府住 吉

(J)

### 労働保険 一**括有期事業報告書**(立木の伐採の事業)

事業主控

	府	県	所掌	管	轄		基	幹	番	号		1	技 番	: 号	٦ ٦									<b>1</b> 🗀					٦
労働保険番号	1	9	1	0	1	9	6	2	7	1	4	0	0	1		木材	才伐	出業	€ (0	)2 林	業)が認	送当	します。	<b>」</b>	1	枚の	<b>うち</b>	枚	目
事業の名称		事	業場	揚 の	所	在	地									又は所	事	業	の期	月間	使用労働者 延 人 員		材の生産	量メー	オ1立方 トル当た )労務費	=	賃 金	総額	
県有林伐採事業	都留了	ħ							山梨		-									ョ から ョ まで	1 558		380 円 3		3,38	30,000	円		
県有林伐採事業	甲州市	ħ							山梨	県							5年	5年12月10日から 5年12月29日まで		197		180				1,83	80.000		
																													1
																													1
前年度中(保険関係が消滅し 明細を上記のとおり報告します。	た日ま	まで) (	こ廃止	:又は	終了	があ	ったそ	れそ	ino	事業	(D)								計		521		560				5.210.	000	
																							郵便番号(	4	104	-	0042		)
6年 6月	1	<u>日</u>																	l-	: 訴	用州士作	ida k	電話番号( - <b>於曽1777</b> -		- ;	33	-	8609	)
<b>山 梨</b> 労働	加局労	·/#h/17	原始	무미스	>計부	与スク	独山立	合	即								事	業主	Ξ		株式会社	<del>.</del> <del>7</del> .							_
	加可刀	渺坏	·  火  寸	ルリエ	<b>下</b> 目 历	メノヽ゚゚	以収		万义		•										(法人の		プ国 / 八四 よその名称及び		子の氏名	<u>;</u> )			_
[注意] ① 報告書の記載に当たってに						こ事美	業を開	始し	たもの	りと、	同年						社会	±		提出	年月日・ 代行者・ 代理者の表示		氏	名			電話	番号	
4月1日以降に事業を開始 ② 社会保険労務士記載欄は すること。	_					務士	が作品	成し†	法場合	かみ	↓記載	戝					保険労	載											

### 6 特別加入者の年度更新手続きについて

○ 加入・脱退・地位消滅等の手続について

特別加入にかかる加入、脱退、特別加入者の異動(新規追加、地位の消滅)等をする場合には<u>必ず、加入申請書、脱退申請書、変更届等を提出してください。</u>申告書内訳等に記入しただけでは、有効な手続となりません。

年度末で脱退する場合、承認日(変更決定日)は受付日より前に遡ることはできません。4月以降の 提出では、受付日が属する月までの保険料がかかります(地位消滅の場合を除く)。

○ 年度途中で加入・脱退等があった場合の保険料の計算について

特別加入者の労災保険料算定基礎額については、決定された日額による年額(12カ月分)ですが、年度中途で新規加入又は脱退した場合等は特例計算により、特別加入期間の月数による計算(月割計算)となります。具体的には以下のとおりです。

- ① 新規加入者については加入した月から年度末までの月数
- ② 脱退(任意脱退)した場合には年度初月から脱退した月までの月数
- ③ 労災保険法第33条第1号及び第2号に掲げる者に該当しなくなったとき(地位が消滅したとき)は、年度当初から地位が消滅した日の属する月までの月数。

#### 1 第1種特別加入者(中小事業主等)の年度更新手続きについて

- ※ 労災保険率及び第一種特別加入保険料率は令和6年4月1日から改定(6ページ参照)
- 年度更新手続に必要な書類は、以下の4点です。
  - ① 労働保険料申告書(様式第6号(甲))
  - ② 保険料・一般拠出金申告書内訳(②第1種特別加入者欄に記入)
  - ③ 給付基礎日額変更申請書(特様式第2号) (対象者がいる場合のみ)
  - 毎別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳(別紙様式第2号)(月割計算対象者がいる場合)

#### 【各提出書類の注意点】

※ 労働者の通年雇用を行わない事業主の場合は、年間において相当期間(100 日以上と見込まれる場合)にわたり、労働者を使用することを常能とするものは、中小事業主として取り扱うこととなっております。

#### (1) 申告書内訳の20第1種特別加入者欄への記入方法

- ①「氏名」欄には、特別加入者の氏名を記入してください。令和5年度中に特別加入していた者(途中加入・脱退含む)、令和6年度から新規加入する者を漏れなく記入してください。※1
- ② 「令和5年度の給付基礎日額」欄には、前年度の申告書内訳、加入申請書類等と照合の上、誤りがないように記入してください。※2
- ③ 「令和6年度からの給付基礎日額」欄には、変更がない場合には令和5年度の給付基礎日額を、変更がある場合には変更後の希望の給付基礎日額を記入してください。また、令和6年度新規加入者については、加入申請時に決定された給付基礎日額を記入してください。※2
- ④ 「適用月数」欄には、年度途中で加入・脱退等がある場合は特別加入者であった月数を、また、 それ以外は「12」と記入してください。

- ⑤ 「区分」欄には、令和6年度から新規加入する場合は「1新規」に、前年度以前から継続加入だが給付基礎日額に変更がない場合は「2継続」に、給付基礎日額を変更する場合は「3変更」に、令和5年度中又は年度末に脱退している場合は「4脱退等」に○印をつけてください。
  - ※1 特別加入者は1名ずつ、氏名や漢字表記を簡略せずに正しく記入してください。
  - ※2 給付基礎日額は、誤りのないよう正しく記入してください。

#### (2)給付基礎日額変更申請書(特様式第2号)

令和6年度の第1種特別加入者(中小事業主等)の給付基礎日額を変更する場合は、3月2日から3月31日までに「給付基礎日額変更申請書(特様式第2号)」を監督署へ提出する必要があります。

また、年度更新時に保険料・一般拠出金申告書内訳の「令和6年度からの給付基礎日額」欄に変更後の額を記入することで申請があったものとして取り扱います。

ただし、申告書内訳を提出する前に被災していた場合、給付基礎日額変更は認められません。

#### 2 第2種特別加入者(一人親方等)の年度更新手続について

- ※ 第二種特別加入保険料率は令和6年4月1日から改定(30ページ参照)
- 年度更新手続に必要な書類は以下の4点です。
  - ① 労働保険料申告書(様式第6号(甲))
  - ② 第2種特別加入保険料申告書内訳(組様式第6号(乙))
  - ③ 給付基礎日額変更申請書(特様式第2号)(対象者がいる場合のみ)
  - ④ 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳(別紙様式第1号)(月割計算対象者がいる場合)

#### 【各提出書類の注意点】

- (1) 労働保険料申告書(様式第6号(甲))
  - ① 申告書の「申告済概算保険料」 (⑱欄) は訂正できません。
  - ② 保険料納付の際には、申告書を金融機関に提出しないでください。
- (2) 第2種特別加入保険料申告書内訳(組様式第6号(乙))

「保険料算定基礎額総計」の欄は、12か月算定する者と特例計算(月割計算)する者の<u>合算後の総</u>計(千円未満切り捨て)となるので注意してください。

- (3) 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳(別紙様式第1号)
  - ① 氏名・日額の記入漏れや記入誤りがないよう、特に注意してください。
  - ② 特別加入保険料算定基礎額は、加入月数に応じて誤りがないように算定してください。
- (4)給付基礎日額変更申請書(特様式第2号)

第2種特別加入者(一人親方等)の給付基礎日額を変更する場合には、**3月2日から3月31日まで** に「給付基礎日額変更申請書(特様式第2号)」を監督署へ提出する必要があります。

なお、年度更新時に提出することも可能ですが、変更申請書を提出する前に被災していた場合、<u>給付</u> 基礎日額変更は認められません。

### 3 第3種特別加入者(海外派遣者)の年度更新手続について

- 年度更新に必要な書類は以下の4点です。
  - ① 労働保険料申告書(様式第6号(甲))
  - ② 第3種特別加入保険料申告書内訳(海特様式第1号)
  - ③ 第3種特別加入保険料申告書內訳名簿(海特様式第2号)
  - ④ 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳(別紙様式第1号)(月割計算対象者がいる場合)

#### 【各提出書類の注意点】

#### (1) 労働保険料申告書(様式第6号(甲))

海外派遣者特別加入分は、派遣元事業場本来の保険関係とは別に、海外派遣者用の労働保険料申告書 (末尾8で枝番号が300番台のもの)を送付しておりますので、この申告書により<u>7月10日(水)</u>までに必ず提出してください。

第3種特別加入保険料の額は、特別加入者の給付基礎日額から算出される保険料算定基礎額に、第3種特別加入料率1000分の3を乗じて得た額です。

#### (2) 第3種特別加入保険料申告書内訳(海特様式第1号)

この用紙では、令和5年度確定保険料及び令和6年度概算保険料の計算ができるようになっています。令和5年度確定保険料欄のそれぞれの給付基礎日額の上段には年度を通じて加入していた者を、 下段には年度中途で加入又は脱退した者を記入してください。

#### (3) 第3種特別加入保険料申告書内訳名簿(海特様式第2号)

この用紙には、令和5年度中に特別加入した海外派遣者の氏名及び派遣先国名並びに令和5年度給付基礎日額を記入するとともに、令和6年度も継続して特別加入を必要とする派遣者については、区分欄の「継」

「変」のいずれかに○印を記入し、令和6年度給付基礎日額を記入してください。

なお、申告時において令和6年4月1日以降、特別加入の届出をしている者については、派遣者の氏名、派遣先国名及び令和6年度給付基礎日額を記入してください。

特別加入の届出をしていない場合、「申告書内訳名簿」(海特様式第2号) に氏名等を記入していても特別加入したことにはなりませんので、ご注意ください。

#### (4)給付基礎日額変更申請書(特様式第2号)

第3種特別加入者(海外派遣者)の給付基礎日額を変更する場合には、**3月2日から3月31日まで** に「給付基礎日額変更申請書(特様式第2号)」を監督署へ提出する必要があります。

なお、年度更新時に申告書内訳名簿の「区分」欄に②と表示することにより変更手続きを行うことも可能ですが、申告書内訳名簿を提出する前に被災していた場合、<u>給付基礎日額変更は認められません。</u>

#### (5) 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳(別紙様式第1号)

この用紙には、令和5年度確定分として、令和5年度中に「特別加入に関する変更届(様式第34号の12)」により加入または脱退した者の氏名及び給付基礎日額を記入し、令和6年度概算分として、年度中途で脱退予定の者の氏名及びその者の令和6年度の給付基礎日額を記入した上で、「計算例」を参考に、1月分の保険料算定基礎額及び特例による保険料算定基礎額をそれぞれ記入します。

#### 「計算例」

給付基礎日額 10,000 円で 5 か月加入の場合「特別加入保険料月割算定基礎額早見表」により特例による保険料算定基礎額は、1,520,835 円となります。

加入期間の起算月と消滅月は次のとおりです。

- (1)起算月(新たに特別加入者となった場合)
  - ① すでに海外において就労している者 申請書又は変更届により加入する月
  - ② 海外派遣と同時に特別加入する場合 異動年月日(出発日)の属する月

#### (2) 消滅月

- ① 派遣期間終了により帰国した場合 帰国した日の属する月
- ② 脱退する場合 脱退の承認(変更決定)を受けた日の属する月

なお、月割計算の際は、次に注意して適正な加入月を算定してください。

変更届受付日が7月21日、出発日が8月3日で、決定を希望する日を7月28日とした場合は、出発日の8月3日からの計算になり、月割計算では加入月の8月から (8月から翌年3月までの8か月間)保険料を計算していただくことになります。

一方、10月27日帰国で、11月1日に変更届を提出した場合は、10月まで加入 (4月から10月までの7か月間)となります。

なお、同様のケースで、変更届を著しく遅れて提出(例えば1か月後の12月1日)した場合であっても **10月まで加入**となりますので、10月分までの算定基礎額により計算してください(別途変更届の速やかな提出をお願いします。)。

#### お願い

帰国日以後の変更届提出で月をまたぐ場合、異動年月日欄等に「帰国による脱退」であることの補足記入をお願いします。 また、帰国日がわかる確認資料の提出をお願いします。

### 第二種特別加入保険料率表

(単位:1/1,000)

(令和6年4月1日改定)

事業又 の種類		事業又は作業の種類	第二種特別加入 保 険 料 率
特	1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者)	11
特	2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	17
特	3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	45
特	4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	52
特	5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	6
特	6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	14
特	7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業(船員法第一条に規定する船員が行う事業)	48
特	8	労災保険法施行規則第46条の17第8号の事業(柔道整復師)	3
特	9	労災保険法施行規則第46条の条の17第9号の事業(創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者)	3
特:	1 0	労災保険法施行規則第46条の条の17第10号の事業(あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師)	3
特:	1 1	労災保険法施行規則第46条の条の17第11号の事業(歯科技工士)	3
特:	1 2	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業(指定農業機械作業従事者)	3
特:	1 3	労災保険法施行規則第46条の18第18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	3
特:	1 4	労災保険法施行規則第46条の18第3号号イ又は口の作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	14
特:	1 5	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	5
特:	1 6	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	17
特:	1 7	労災保険法施行規則第46条の18第2号ホの作業(動力機械による作業)	3
特:	1 8	労災保険法施行規則第46条の18第3号への作業(仏壇、食器の加工の作業)	18
特:	1 9	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業(事業主団体等委託訓練従事者)	3
特 2	2 0	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	9
特 2	2 1	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	3
特 2	2 2	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者及び家事支援従事者)	5
特 2	2 3	労災保険法施行規則第46条の18第6号の作業(芸能関係作業従事者)	3
特 2	2 4	労災保険法施行規則第46条の18第7号の作業(アニメーション制作作業従事者)	3
特 2	2 5	労災保険法施行規則第46条の18第8号の作業18 第 8 号の作業(情報処理システムの設計等の情報処理 に係る作業従事者)	3

### 第三種特別加入保険料率表

(単位:1/1,000)	<b>715</b> — 1 <b>2</b> 17 <b>7</b>		(平成30年	₣4月1日改定)
	対	象		第三種特別加入 保 険 料 率
海外で行われる事業に派遣される労	働者等			3

### 特別加入保険料月割算定基礎額早見表

給付基礎 日 額	保 険 料 算定基礎額	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

### 労働保険料等が滞納となったときの事務処理について

#### 労働保険料等滞納事業場の報告について

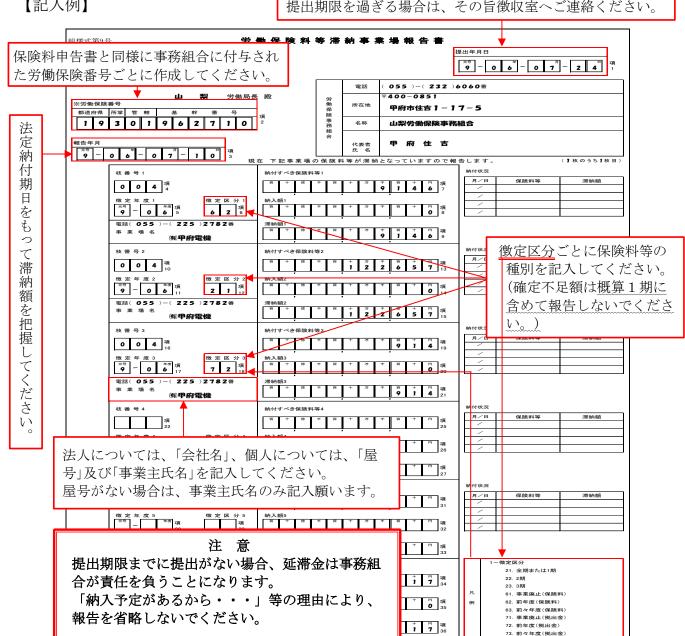
各納付期日までに納付できなかった事業場分については、必ず「組様式第9号労働保険料等滞納事業場 報告書」を作成の上、徴収室へ提出してください。

各期における「滞納事業場報告書」の提出期限

納付期日等	作成時点	提出期限
確定不足・第1期分	7月10日現在	٦
(口座利用事務組合)	9月 6日現在	各納付期日から
第2期分	11月14日現在	] [ 15日後
第3期分	2月14日現在	

#### 【記入例】

上記提出期限までに提出してください。 提出期限を過ぎる場合は、その旨徴収室へご連絡ください。

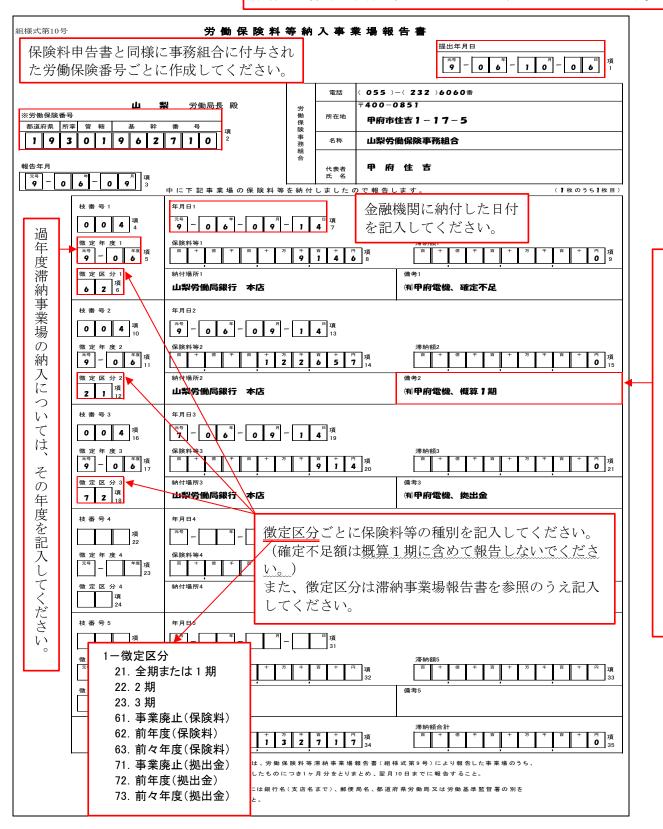


#### 2 労働保険料等納入事業場の報告について

滞納事業場の保険料等が納入された場合には、1か月ごとにとりまとめ、「**組様式第 10 号労働保険料等** 納入事業場報告書」を作成し、必ず翌月10日までに徴収室へ提出してください。

【記入例】

翌月の10日までに提出してください。ただし、まとめての報告が業務上不都合な場合は、納入処理ごとに報告しても可とします。



- 33 -

#### 3 滞納保険料等の納付について

滞納保険料等に対しては、完納の時点で新たに延滞金が発生します。滞納事業場に対する督促・納付指導の際に十分認識させるとともに、滞納保険料等の徴収の際に延滞金もあわせて徴収し、延滞金のみ滞納として残ることのないよう注意してください。

なお、委託事業場より保険料等の交付を受けているにもかかわらず、事務組合が納期までに政府に納入 しない場合に発生した延滞金は、当然事務組合が責任を負うことになります。

また、滞納事業場報告書を提出期限までに提出しない場合に、その後発生した延滞金についても、事務 組合が責任を負うことになりますので注意してください。

#### (1) 延滯金の計算方法について

滞納保険料等については、納期限の翌日からその完納した日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することになります。

ここでいう<u>完納した日とは政府に納付した日</u>であって、<u>事務組合に納付された日ではありません。</u> 延滞金は、納期限によって次のア〜エにより計算します。

#### ア 納期限が令和2年11月1日から同年12月31日までの期間

納期限の翌日から、2か月を経過する日までの期間は特例基準割合2.6%(令和2年中2.6%、令和4年1月1日以降は2.5%)で計算し、それ以降の期間は、8.8%で計算します。

#### イ 納期限が令和3年1月1日以降

納期限の翌日から、2か月を経過する日までの期間は特例基準割合 2.5%で計算し、それ以降の期間は、8.8%で計算します。

#### ウ 納期限が令和3年11月1日から同年12月31日までの期間

納期限の翌日から、2か月を経過する日までの期間は特例基準割合 2.5%(令和 3 年中 2.5%、令和 4 年 1 月 1 日以降は 2.4%)で計算し、それ以降の期間は、8.7%で計算します。

#### エ 納期限が令和4年1月1日以降

納期限の翌日から、2か月を経過する日までの期間は特例基準割合 2.4%で計算し、それ以降の期間は、8.7%で計算します。

#### (2) 延滞金を徴収しない場合

- ① 督促状に指定した期限までに完納したとき
- ② 滞納保険料の額が千円未満であるとき
- ③ 計算した延滞金が百円未満であるとき

#### (3) 委託事業場に倒産等の事故が発生した場合

委託事業場の倒産あるいは事業主が行方不明等で保険料等の滞納のあるもの又は<u>滞納のおそれのある</u> ものについては、速やかに徴収室へ連絡してください。

# 8 事務委託を受けたときの手続について

事務委託を希望する事業主との間で直ちに受託の可否を決定し、「労働保険事務等委託書」を当該事業主と取り交わしてください。

労働保険事務を受託したときは速やかに「保険関係成立届(事務処理委託届)」を作成し、管轄監督署又は安定所に提出します。

なお、前事務組合で特別加入していた事業主等が引続き特別加入を希望する場合は、前事務組合が発行した**労働保 険事務等委託解除通知書の写し**を事業主から受領した上で保険関係成立届(※1)に添付し、管轄の監督署又は安 定所に提出することで継続して特別加入することができます。(※2)。

- (※1) 保険関係成立届の余白に「特別加入継続希望」と記入してください。
- (※2) 前事務組合の特別加入脱退申請書及び新事務組合の特別加入申請書の提出はそれぞれ不要です。
- ① 新規に設立した事業場が委託加入する場合
- ② 事業場が他の事務組合から委託換えをした場合
- ③ 既に個別加入している事業場が年度途中において委託加入する場合(事務委託届の提出のみ)

#### 増額訂正報告を提出する。

(記入例36・37ページ) 提出する書類(①申告書 ②申告書内訳)

特別加入がない場合は、増額訂正報告の提出は不要。個別加入の労保番号により当該年度の確定申告・納付を行う。

(報奨金に含めますので申告漏れのないようにしてください)

※ ③については、原則として、個別の労働保険番号により当該年度終了後に確定精算を行うよう事業場を指導し、翌年度の概算保険料の申告・納付から事務組合で一括処理しますが、特別加入がある場合には、個別事業を確定精算し、当該年度から事務組合で一括処理します。なお、増額訂正報告については、年度途中に新規成立した場合(継続事業において労災・雇用どちらか一方のみの加入から労災・雇用の両保険成立した場合を含む。)とともに、以下のとおりに取扱います。

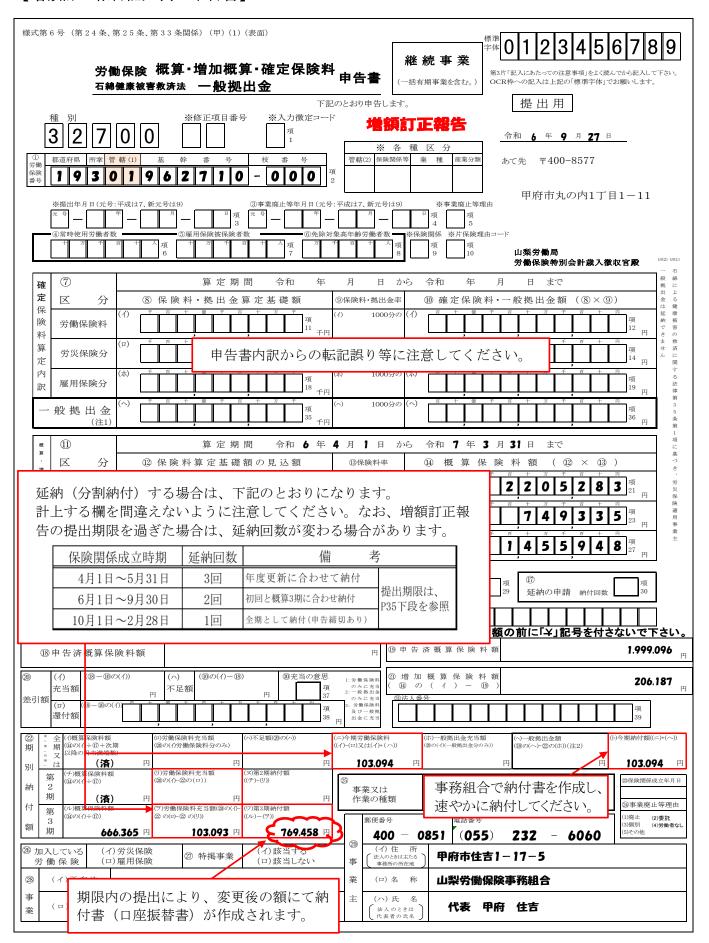
委託日より前の期間は原則、個別成立となります。

## 増額訂正報告の提出期限(山梨局方式)

提出期限	保険関係成立時期	備考
※(7月10日)	4月1日~ 5月31日	当年度(令和6年度)の年度更新で概算保険料に組入れて申告してください。 1期・2期・3期の3回で納付。
※10月10日	6月1日~ 9月30日	期限内の提出により3期分にかかる納付書の額・口座振替額に合算します。 初回・3期の2回で納付。(初回は現金納付。)
1月10日	10月1日~12月31日	当年度の申告済概算保険料の変更のみ可能です。
2月28日	1月1日~ 2月28日	現金納付で1回の納付。

- □ 上記の各提出期限を経過した場合、全体分との一緒の取扱いができませんので、納付書の作成(増額分を事務 組合で作成等)が必要になります。
- □ 概算保険料は、成立日の翌日から50日以内に納付することになっています。
  - ※ 提出期限に間に合わなかった場合、保険関係成立時期にかかわらず提出時点の納付方法になります。 (例:9月1日成立、10月20日提出 → 1回の納付)

#### 【增額訂正報告記入例一申告書】



# - 38

#### 【労働保険事務等委託書(新様式)】

組様式第1号 労働保険事務等委託書 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 法人番号 常時使用 事 業 場 名 株労働商事 6 人 労 働 者 数 雇用保険 事業場の所在地 富士吉田市竜ヶ丘2-4-3 6 人 被保険者数 ● 概算保険料、確定保険料その他労働保険料及び一般拠出金並びにこれに係る徴収金の申告・納付に 関する事務 ● 雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出、被保険者の転入及び転出の届出その他雇用保険 委 託 事 項 の被保険者に関する届出等に関する事務(個人番号関係事務を含む。) ● 保険関係成立届、労災保険又は雇用保険の任意加入申請書、雇用保険の事業所設置届等の提出に 関する事務 ● 労災保険の特別加入の申請等に関する事務 ● その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務 委託事務処理 (予定) 令和 6 年 9 月 1 日 よ り 開始年月日 上記のとおり貴組合に労働保険事務等の処理を委託します。 ただし、「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」(組様式第4号)は、貴組合が指定する期日まで に当方において作成し、提出します。 (郵便番号403-0014) 電話(0555)-(23) 8609番 会 和 6 年 8 月 3 O 目 住所 富士吉田市竜ヶ丘2-4-3 事業主の 山梨 劳働 保険 事務組合 殿 氏名 劳劳 働 三郎

労 働	府	県	所掌	管	轄		į	幸多	番号	号		ŧ.	古番-	号	上記の委託を承諾します。
保険番号	1	9	3	0	1	9	6	2	7	1	0	0	1	5	5 (承諾できません。)
労 働 -	府	県	所掌	管	轄		į	李	番号	号		ŧ.	古番-	号	不   承
保険番号								_		┝	_				講
労 働	府	県	所掌	管	轄		1	<b>基幹</b>	番号	号 -		ŧ.	香	号	理
保険番号										┝	_	_			曲
令	和	6	年 8	月		3	0	目							名
숚	和	6	年 8	月		3	0	目			動保			Ø	(郵便番号400-0851)

#### 【労働保険事務等委託解除通知書】

組様式第11号 労働保険事務等委託解除通知書 雇用保険 管轄 基幹番号 枝番号 労 働 保険 事業所 1901 19301962710011 番 常時 使 用 事 業 場 名 山田パン 15 人 労 働 者 数 雇用保険 甲府市丸の内1-1-11 事業場の所在地 11 人 被保険者数 委 託 解 除 個別成立のため (令和6年10月1日より) 理 委託解除年月日 令和 6 年 9 30 ∄ 上記の理由により労働保険事務等の委託を解除することとしましたので通知します。 郵便番号 400-8577 電話番号 055(225)2852 令 和 6年 9 月 2 4 _日 称 山田パン 所 在 地 甲府市丸の内1-1-11 代表者氏名 勞働 五郎 山梨労働保険事務組合 殿 認めます。 郵便番号 400-0851 電話番号 055(232)6060 **会和 6年9月24**日 称 山梨労働保険事務組合 所 在 地 **甲府市住吉 1-17-5** 代表者氏名 府 住 吉 山田パン 労働 五郎 殿

# 9 事務委託を解除したときの手続について

委託事業主との間で、労働保険の事務処理委託を解除するときは、「労働保険事務組合事務処理規約」に従い 「労働保険事務等委託解除通知書」(以下「解除通知書」という。)を作成し、取り交わしてください。

なお、<u>委託換えにおいて</u>、特別加入者が引き続き継続加入を希望している場合、「特別加入を継続して加入する」等の内容を記載した解除通知書を新事務組合(委託換え先)に提出し、新事務組合がその写しを保険関係成立届に添付し手続きすることにより特別加入は継続加入となりますので、該当する場合は新事務組合へ解除通知書を提出するよう事業主への指導をお願いします。

また、個別への移行においては、保険関係成立届及び概算保険料申告書の提出等個別成立における届出事務等の 説明、指導もよろしくお願いします。

#### 【減額訂正報告の提出】

委託解除した事業主に対し、解除年月日までの「賃金等の報告」を求め、確定保険料を算出するとともに、「申告書内訳」及び「申告書」を作成し、既に申告してある概算保険料の減額訂正を行ってください。

**提出書類** (記入例40~43ページ)

- ① 申告書
- ② 申告書内訳
- ③ 一括有期事業報告書・総括表(写) (原本は年度更新時に提出してください。) 年度途中に委託解除した場合、以下の取扱いとなります。詳しくは徴収室にお尋ねください。

### 減額訂正報告の提出期限

提出期限	委託解除期間	備考
10月10日	4月1日 ~ 9月30日	期限内の提出により、概算2期及び3期分にかかる納付書の額・口 座振替額の変更が可能です。
1月10日	10月1日 ~ 12月31日	期限内の提出により、概算3期分にかかる納付書の額・口座振替額 の変更が可能です。
年度更新時	1月1日 ~ 年 度 末	原則、減額訂正は行いません。

- □ 1月11日以降の提出(1月1日以降の委託解除)については、原則として年度更新時の精算となります。 なお、年度更新申告時まで委託解除事業主と連絡が取れなくなるおそれがある場合は、委託解除が確定 した時点で速やかに、労働保険徴収室にご相談ください。
- □ 提出期限経過後は、納付書の額、口座振替の額が変更できないため、事務組合で納付書を作成し(口座振替利用事務組合は、振替停止の措置及び現金納付(事務組合で納付書を作成)してください。
- □ 年度更新以降年度末までの間で委託解除が確定している場合、年度更新時に概算申告額を委託解除日までの確定額と同額で申告しても差し支えありません。
- □ 減額訂正報告は、申告済概算保険料の減額処理を行うもので確定申告ではありません。年度更新時に確 定分として申告することになりますので、計上漏れのないようにご注意ください。
- □ 複数の労働保険番号が付与されている事業場について、すべての労働保険番号の委託解除がなされているかご確認ください。
  - ※ 確定精算の結果、納付済保険料との間に不足が生じた場合の不足額及び一般拠出金は直ちに納入してください。 不足の保険料は、委託解除の日の翌日から50日以内に納付することになっています。

減額訂正報告

組様式第6号(甲)

40

府県·所掌·管轄·基幹番号

令和5年度

## 【減額訂正報告記入例①-2 (実際の納付済額より確定保険料が少ない場合)-申告書】

様式第 6 号 (第 2 4 条、第 2 5 条、第 3 3 条関係) (甲) (1) (表面) 字件 <b>0 1 2 3 4 5 6 7 8 9</b>
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書 (一括有期事業を含また) 〇 (CR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。
<b>石綿健康被害救済法 一般拠出金</b> 中  一
種別 ※修正項目番号 ※入力徴定コード <b>減額訂正報告</b> 令和 6 年 11 月 8 日 ※ 各 種 区 分 管轄(2) 保険関係等 業 種 産業分類 あて先 〒400-8577
(2 所
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1
確定 区 分 ® 保険; 申告書内訳からの転記誤り等に注意してください。
労働保険料
定
- 般 拠 出 金 (注1) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (
(1)     算定期間 令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで       (2)     保険料算定基礎額の見込額     3 保険料率     (4)     (4)     (4)     (5)     (4)     (5)     (4)     (5)     (6)     (7)     (7)     (7)     (8)     (8)     (8)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)     (9)
# 労働保険料
# 第次保険分
(多事業主の郵便番号(変更のある場合記入) (多事業主の電話番号(変更のある場合記入) (事業主の電話番号(変更のある場合記入) (事まを表記入) (事まを表と表と表と表と表と表と表と表と表と表と表と表と表と表と表と表と表と表と表と
※検算有無区分 ※算調対象区分 ※データ指示コード ※再入力区分 ※修正項目 項 31
®申告済概算保険料額         円         ®申告済概算保険料額         1.999.096         円
② (イ) (®-⑩の(イ)) (ハ) (⑩の(イ)-®) ③充当の意思 1: 労無保険料 額 (⑪ の ( イ ) ー ⑭ ) (⑪ の ( イ ) ー ) (⑪ の ( イ ) ー) (
左 71 版 (ロ)
②   ** 全 (の概算保険料額
別 第 (テ)展算保険料額 (図の(カー型) (図の(カー型) (図の(カー型) (図の(カー型) (ワール)) (ワール)) (アール)) (アール)) (アール)) (アール)) (アール)) (マチュリー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 (ル) 概算保険料額 (協の(小+位)) (北) (北) (北) (北) (北) (北) (北) (北) (北) (
② 加入している 労働保険     (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険     ② 特掲事業 (ロ) 該当しない     (イ) 住 事 (ロ) 該当しない     甲府市住吉1-17-5
* (ロ) A *   <b>山梨労働保険事務組合</b>
# 付書 (口座振替書) が作成されます。

42

## 【減額訂正報告記入例②-2 (実際の納付済額より確定保険料が多い場合)-申告書】

様式第 6 号 (第 2 4 条、第 2 5 条、第 3 3 条関係) (甲)(1)(表面)	標準 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書	継続事業 第3片「記入にあたっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
石綿健康被害救済法 一般拠出金 下記のとおり申告	
種 別 ※修正項目番号 ※入力徴定コード	提出用 <b>注記す。</b> 提出用 令和 6 年 11 月 8 日 ※ 各種 区分 ^(乗換関係等 業 種 産業分類) あて先 〒400-8577
※提出年月日(元号: 平成は7、新元号は9)     ②事業廃止等年月日(元号: 平成は7、新元号は9)       元 号	— ^田 項 5
	1000分の (1)   1   1   1   1   1   1   1   1   1
10 手円	第 300分の (へ) <u>商 + 億 千 百 + 万 千 東 井 </u> 第 3 5 5 5 5 5 6 7 7 <b>0 0 3</b> 6 m 5 5 5 5 6 7 7 <b>0 0 3</b> 6 m 5 5 5 5 6 7 7 7 <b>0 0 3</b> 6 m 5 5 5 5 6 7 7 7 <b>0 0 3</b> 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
(ロ) 算定期間 令和 6 年 4 月 1 区 分 ② 保険料算定基礎額の見込額 ③保険料 労働保険料 (イ) ギョー・ ロー・ ロー・ ロー・ ロー・ ロー・ ロー・ ロー・ ロー・ ロー・ ロ	
(多事業主の郵便番号(変更のある場合記入)	Tag     ①       29     延納の申請 納付回数       29     近納の申請 納付回数       30       10     ①       10     ②       10     ②       10     ②       10     ②       10     ②       10     ②       10     ②       10     ②       10     ②       10     ②       10     ②       10     ②       10     ②       10     ②       10     ②       10     ②       10     ②       11     ②       12     ②       12     ②       12     ②       13     ②       14     ②       15     ②       16     ②       17     ②       18     ②       19     ②       10     ②       10     ②       10     ②       10     ②       10     ②       10     ②       10     ②       10     ②       10     ②       10     ②       10     ② <td< th=""></td<>
⑧申告済概算保険料額	③ 申告済概算保険料額 1.999.096 円
<ul> <li>(イ) (第一⑩の(イ)) (ハ) (⑩の(イ)一⑧) (第五当の意思 1.5 無風動 元 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五</li></ul>	四日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本
②       ** 全 (の概算保険料額 (協の(の+金)+次期 ** 期 以 以降の口未満端数) ** は (済)       (の労働保険料子当額 (@の(の労働保険料分のみ)       (へ)不足額(@の(へ)) (ペ)へ(ロ)又は行 (ペ)へ(ロ)又は行 (ペ)へ(ロ)又は行 (のの(の・労働保険料充当額 (@の(の・)・@の(ロ))       (こ)今期労働保 (ペ)へ(ロ)又は行 (のの(の・)・のの(ロ))         別 第 (協の(の・)・一般) 対別 (協の(の・)・一般) 対別 (協の(の・)・一般)       (こ)今期労働保 (ペ)へ(ロ)又は行 (のの(の・)・のの(ロ))       (こ)今期労働保 (ペ)へ(ロ)又は行 (のの(の・)・のの(ロ))         対別 (場の(の・)・一般) 対別 (協の(の・)・一般)       (こ)今期労働保 (のの(の・)・のの(ロ))       (こ)今期労働保 (のの(の・)・のの(ロ))       (こ)今期労働保 (のの(の・)・のの(ロ))       (こ)今期労働保 (のの(の・)・のの(ロ))       (こ)今期労働保 (のの(の・)・のの(ロ))       (こ)今期労働保 (のの(の・)・のの(ロ))       (こ)を期労・のの(ロ)       (こ)を用労・のの(ロ)       (こ)を期労・のの(ロ)       (こ)を期労・のの(ロ)       (こ)を期労・のの(ロ)       (こ)を期労・のの(ロ)       (こ)を期労・のの(ロ)       (こ)を用労・のの(ロ)       (こ)を期労・のの(ロ)       (こ)を期労・のの(ロ)       (こ)を期労・のの(ロ)       (こ)を期労・のの(ロ)       (こ)を期労・のの(ロ)       (こ)を期労・のの(ロ)       (こ)を期労・のの(ロ)       (こ)を期労・のの(ロ)       (こ)を用労・のの(ロ)       (こ)を用労・の	-(ハ)  (個の(ハ)-@の(お)(注2)   (108 円 800 円 64.108 円 800 円 800 円 84.108 円 800 円 8
額 期 666.365円 ▲ 333.333円 333.032 日 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	(1)廃止 (2)要託 (3)倒別 (4)労働者なし (5)その他 (5)その他
労働保険 (ロ)雇用保険 (ロ)雇用保険 (ロ)該当しない 事 (ロ) ( 期限内の提出により、変更後の額にて納 ま (ロ) ( は)	中府市住吉 1 – 17 – 5     本商の所は     本のの所は     本商の所は     本のの所は     本ののの所は     本のの所は     本のの所は     本のの所は     本のの所は     本のの所は     本ののの所は     本のの所は     本ののの所は     本ののの所は     本のののでは     本のののでは     本のののでは     和ののでは     本ののでは     和のでは     本ののでは     本ののでは     本ののでは     本ののでは     本ののでは     和のでは     本ののでは     和のでは
* 付書(口座振替書)が作成されます。	代表 甲府 住吉 代表者の氏名

# 10 労働保険料の内部処理について

#### 1 年度更新に伴う確定精算の方法

年度更新に伴う労働保険料の確定精算は、委託事業主に対するものと国に対するものとを、<u>2通り</u>に分けて行います。

#### (1) 委託事業主に対する精算

委託を継続する事業主に対する精算は、事業場ごとに申告済概算保険料と確定保険料とを差引し、申告済概算保険料が確定保険料より少ない場合は、不足額を事業主から徴収し、申告済概算保険料が確定保険料より多い場合は、その額を翌年度の概算保険料へ充当することにより精算します。

#### (2) 国に対する精算

事務組合が国に対して行う確定精算は、労働保険の基幹番号別に、各委託事業場申告済概算保険料合 計額と確定保険料の合計額を差引することによって行います。

申告済概算保険料の合計額が確定保険料より少なければ、不足額を納付し、また、申告済概算保険料の合計額が確定保険料より多ければ、その額を翌年度の事務組合の概算保険料(通常は第1期)へ充当することにより精算します。

#### 2 年度更新後、年度途中に委託解除があった場合の確定精算の方法

#### (1)委託事業主に対する精算

委託解除日までの確定保険料を算出し、徴収済の概算保険料と確定保険料を差引し、徴収済の概算保険料が確定保険料より少ない場合は、事業主から不足額を徴収し、逆に徴収済の概算保険料が確定保険料よりも多い場合は、その額を事業主に還付します。

還付を受けるべき事業主(破産管財人)が不明の場合は1. 法務局への供託、2. 還付金の専用口座を 設け、民法第166条の時効後、事務組合勘定に繰入、のいずれかの処理を行ってください。

#### (2) 国に対する精算

「概算保険料減額訂正報告」を提出し、事務組合全体の概算保険料から減額等の処理を行います。

※ 減額訂正は、申告済概算保険料の減額処理を行うもので確定申告ではありません。年度更新時に おいて申告書内訳に計上する必要があります(13ページ参照、一般拠出金の二重納付に注意)。

#### 3 内部処理について

事務組合が年度更新の確定精算を行う際に、委託事業場から確定不足保険料として徴収する金額と国へ納付する金額との間に差額が生じます。この差額は、<u>申告済概算保険料が確定保険料を上回った事業場の翌年</u>度の概算保険料として国へ納付するか、当該事業場へ還付する必要があります。

この内部処理は、次の例1~3のとおりとなります。

## 《例 1》保険料に滞納がない場合

(単位:万円)

									(単位・カウ)
1		2	3	4	5	^ T-0 F F			6
委	託		令和5年度	差引過不足額		令和6年度	既算保険料		備考
事	業 主	概算保険料	確定保険料	(2-3)	計	1期分	2期分	3期分	
A	社	30	120	(不足)	120 120	40	40	40	不足額90万円は、新たにA社から徴収します。
В	社	60	60	_	60 60	20	20	20	
С	社	120	30	(超過)	30	0	0	0	超過額90万円は、概算1、2、3 期分の30万円に充当し、残り60万 円は、C社へ還付してください。
D	社	70	210	(不足)	210 210	70 70	70 70	70 70	不足額140万円は、新たにD社から徴収します。
事務合	組合 計	280	420	(確定不足) 140 230	420 390	140	140	140	

- (注) ④及び⑤欄の□は、委託事業主から徴収する額です。
- 1 年度更新時に委託事業主から徴収する額は、A社の確定不足分90万円と1期分40万円、B社の1期分20万円そして、D社の確定不足分140万円と1期分70万円の合計360万円です。
- 2 年度更新時に委託事業主から徴収した360万円は以下のように仕分けします。

令和5年度確定不足額として国に納付する額	1 4	0万円
令和6年度概算保険料1期分として国に納付する額	1 4	0万円
C社へ還付する額	. 6	0万円
事務組合の保管額 (C社の概算保険料の2期・3期分)	. 2	0万円
	3 6	0万円

※ C社への還付金支払いに対しては、C社からの領収書(振込控)を必ず保管しておいてください。

## 《例 2》令和6年度概算1期分において委託事業主(B社)が滞納した場合

(単位:万円)

									(単位: 万円)
1		2	3	4	(5)				6
委	託	令和5年度	令和5年度	差引過不足額		令和6年度	既算保険料		備考
事	業 主	概算保険料	確定保険料	(2-3)	計	1期分	2期分	3期分	
A	社	30	120	(不足)	120	40	40	40	不足額90万円は、新たにA社から徴収します。
				90	120	20	20	20	り取れしより。
В	社	60	60	_		(滯納)			
					60	20	20	20	
C	社	120	30	(超過)	30	10	10	10	超過額90万円は、概算1、2、3
	仁	120	30	90	0	0	0	0	期分の30万円に充当し、残り60万円は、C社へ還付してください。
				(不足)	210	70	70	70	
D	社	70	210	140	210	70	70	70	不足額140万円は、新たにD社から徴収します。
				(確定不足)	420	140	140	140	
合	新組合 計	280	420	140 230	390	(滞納20) 110	130	130	

- (注) ④及び⑤欄の□は、委託事業主から徴収する額です。
- 1 年度更新時に委託事業主から徴収する額は、B社が滞納しているため、A社から確定不足分の90万円と1期分の40万円、D社から確定不足分140万円と1期分の70万円の合計340万円です。
- 2 年度更新時に委託事業主から徴収した340万円は以下のように仕分けします。

令和5年度確定不足額として国に納付する額	140万円
令和6年度概算保険料1期分として国に納付する額	120万円
C社へ還付する額	60万円
事務組合の保管額 (C社の概算保険料の2期・3期分	分) 20万円
- 合 計	340万円

- ※ C社への還付金支払いに対しては、C社からの領収書(振込控)を必ず保管しておいてください。
- ※ 事務組合の保管額を、B社の保険料として納付しないでください。
- 3 滞納に対する事務処理(32, 33ページを参照)
  - ① B社分の滞納事業報告書を提出してください。
  - ② B社分の保険料を徴収した場合は、手書き納付書を作成して納付し、納入事業場報告書を提出してください。

#### 3》過年度概算保険料を滞納している事業場を委託解除した場合 《例

#### 通常の年度更新処理

	(単位	:	力円)	
保険	:料			

		5年度概念	算保険料		5年度	5年度 過納額		6年度概算保険料			
	総額	1期分	2期分	3期分	確定保険料	迴剂領	総額	1期納付額	2期納付額	3期納付額	
A 社	120	40(滞納)	40(滞納)	40(滞納)	30	90		委託	解除		
事務組合全体	1,500	500	500	500	1, 200	300	1, 200	100	400	400	

#### 未納取消後の追加処理の内容

(単位:万円)

		5年度概念	算保険料		5年度	過納額	6年度概算保険料			
	総額	1期分	2期分	3期分	確定保険料	迴쒸頟	総額	1期納付額	2期納付額	3期納付額
A 社	120	30(滞納)	0	0	30	0		委託	解除	
事務組合全体	1, 500	500	500	500	1, 200	210	1, 200	190	400	400

- (注)・事例では赤枠部分の額を調整します。
  - ・年度更新時のため「申告済概算保険料額」は変更できませんので、「追加処理の内容」表中の計算 は合わない部分があります。

#### 事務処理概要

年度更新で生じる過納額のうちA社分については未納額のため、翌年度保険料に充当せず滞納額と相殺 します。これにより事務組合全体の確定不足額又は令和6年度概算保険料の納付額が増え、余剰な保管金 は解消されます。

#### 事務処理

- ① A社の滞納額とA社の過納額を相殺します(滞納額は3期、2期、1期の順に合計90万円減額)。
- ② 減額した滞納額に係る「納入事業場報告書」(33ページ参照)を提出します(備考欄に「未納取消」 と記入)。
- ③ 令和6年度概算保険料1期分として90万円を追加納付します(通常の年度更新時に100万円は納付 済)。
  - ※処理前に必ず徴収室に相談してください。
  - ※年度更新申告書類は「通常の年度更新処理」表の内容で作成してください。

#### 1期分保険料の収支内訳

#### 【収入】

400 万円 ((概算保険料総額 1, 200 万円) ÷3)

-210 万円 (A社以外の過納額(充当額))

(令和6年度1期 委託事業主からの徴収額) 190 万円

#### 【支出等】

処理前 処 理 後

概算1期分納付額 概算1期分納付額 100 万円 190 万円 保管金 保管金 90 万円 0万円 計 190 万円 計 190 万円

## 11 労働保険事務組合報奨金制度について

#### 1 目 的

労働保険事務組合が行う労働保険料・一般拠出金の申告・納付その他労働保険事務の処理について、その適正な遂行の労に報い、もって労働保険料及び一般拠出金(以下「労働保険料等」という。)の収納率を高く維持するために、労働保険料・一般拠出金の納付状況が著しく良好な事務組合に対して一定の要件のもとに所定の額の報奨金を交付し、適正な申告・納付を助長・奨励することを目的としています。

#### 2 報奨金の交付要件

報奨金は、事務組合が事業主の委託を受けて納付する労働保険料等の納付状況が次の(1)~(3)までの要件のいずれにも該当する場合に交付されます。

なお、報奨金の申請時には、前年度に交付した報奨金の支出について区分経理の有無及び報奨金の目的 外使用(人件費等以外への支出)の有無を確認し、区分経理がなされていない、又は、交付目的外使用が確 認された事務組合については、報奨金の交付対象から除外されることとなります。

区分経理につきましては、報奨金申請用紙を配布する際に同封する資料をご確認ください。

- (1) 報奨金算定基準日(※1) において、前年度の労働保険料(当該労働保険料に係る追徴金、延滞金 (※2) を含む。以下「前年度の労働保険料等」(※3) という。) であって、前年度において常時1 5人以下の労働者を使用する事業であったもの(以下「15人以下事業」(※4) という。) につき、 その確定保険料(※5) の合計額の95パーセント以上の額が納付されていること。
  - ※1 労働保険料等の納期限である7月10日が、日曜日、土曜日又は国民の祝日に当たるときには、7月10日の直後のこれらの日以外の日となります。
  - ※2 延滞金とは、前年度の確定保険料等に係るもののみではなく、前年度の概算保険料に係る延滞金 も含みます。
  - ※3 「前年度の労働保険料等」とは、前年度中に納付すべき労働保険料等ではなく、前年度の期間に 係る労働保険料、すなわち前年度の賃金総額を基礎として算定した労働保険料等をいいます。
  - ※4 「15人以下事業」とは、事業主単位ではなく事業単位によります。また、常時使用する労働者の数の計算は、次の計算式によりますが、年度更新時の申告書内訳で確認してください(申告書内訳の④、⑤欄のいずれか多い方です。)。
  - ※5 確定保険料の額について、算定基準日以降に算定基礎調査又は再確定報告等により、前年度の確 定保険料に変更があった場合の差額分は、算定基礎調査を行った年度又は再確定報告等を、提出 した年度の保険料として取扱います。なお、追徴金も同様に取扱います。

各月の末日の使用労働者数の合計 (賃金の締切日がある場合には、月末直前の賃金締切日)

常時使用する労働者の数

1 2

※ ただし、年度途中で保険関係が成立した事業にあっては、保険関係成立以後の月数

- (2) 前年度の労働保険料等について、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。) 第27条第3項の規定により労働保険料等が差押えなどの滞納処分を受けたことがないこと。
- (3) 偽りその他不正の行為により、前年度の労働保険料等の徴収を免れ、又は、その還付を受けたことがないこと。

#### 3 報奨金交付申請の手続

報奨金の交付を受けようとするときは、10月15日(10月15日が、日曜日、土曜日又は国民の祝日に当たるときには、10月15日の直後のこれらの日以外の日となります。)までに「労働保険事務組合報奨金交付申請書」(様式第1号、以下「申請書」という。)2部を労働局に提出します。

#### 4 報奨金の額

報奨金は、予算の範囲内で、次の方法で算定した額の範囲内の額を交付します。 ただし、次のア及びイの報奨金の額が1,000万円を超えるときは、1,000万円を限度額とします。

#### (1) 労働保険料に係る報奨金の額

報奨金の額は、事業主からその事業についての労働保険料の納付の委託を受けた事業(前年度分の確定保険料に係る事業をいう。したがって、年度更新手続きをした事業のほか、前年度中に保険関係が消滅して確定保険料の申告をした事業を含む。)に関し、下記ア・イの合計額及びウにより算定した額とします。

#### ア定率

報奨金算定基準日までに納付した前年度の労働保険料×2.0/100 **(督促を受けて納付した労働保険**料を除く)

※ 報奨金算定基準日までに納付した前年度の労働保険料の額が確定保険料を超える場合には、当該 確定保険料の額とします。

#### イ 定 額

前年度の委託事業場のうち常時使用する労働者が15人以下(申告書内訳の④常時使用労働者数又は⑤被保険者数)で保険関係成立区分に該当する単価を乗じて得た額とします。

ただし、算定の基礎となった事業数の累計が1,000を超える場合には、1,000を限度とします。

#### ウ 電子化分

申告書内訳を紙媒体と電子媒体で提出した場合には、前年度における常時労働者15人以下の委託 事業場1件につき800円が上記のア及びイの額とは別に交付されます。

#### (2) 一般拠出金に係る報奨金の額(定率のみで算出します)

事務組合ごとの報奨金の額は、事業主からその事業についての一般拠出金の納付の委託を受けた事業に関し、次により算定した額の合計額とします。

報奨金算定基準日までに納付した当年度の一般拠出金×3.5/100 **(督促を受けて納付した一般拠出金を除く)** 

※ 報奨金の申請については、年度更新入力処理の終了後、9月中旬を目途に各事務組合あ てご案内する予定です。

# 12 マイナンバー制度(社会保障・税番号制度) による各種届出様式等の対応について



#### 1 労働保険事務委託書(組様式第1号)

新規に労働保険事務の処理を委託する際は、法人番号欄に13桁の法人番号を記入すること。 マイナンバー制度への対応に伴い新様式(組様式第1号)を用いて委託をし直す場合※については、法人番号欄への記入は不要です。

※マイナンバー制度への対応に伴い新様式を用いて委託をし直す場合とは、労働保険事務委託書の 『委託事項』のうち、雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出、被保険者の転入及び転出の届 出その他雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務(個人番号関係事務を含む)に、新たに加え る場合のことです。末尾0及び末尾2の雇用保険適用の委託分が対象です。

なお、個人番号関係事務を取扱うためには、**事務処理規約の改正**も必要です。

#### 2 保険関係成立届・労働保険事務等処理委託届・任意加入申請書(様式第1号)

労働保険事務等委託書の記載内容に基づいて、法人番号欄に法人番号を記入する。 法人番号欄が記載されていない旧様式は、余白を利用して法人番号を記入することで届出は可能です。 なお、法人成立直後等法人番号が不明な場合、書類届出後、付与された時点で書類を届出た窓口あて報告 (電話連絡で可)をお願いします。

#### 3 概算保険料申告書・増加概算保険料申告書・確定保険料申告書(様式第6号)

労働保険事務組合に付与された労働保険番号の基幹番号単位で申告書を作成する場合は、労働保険事務組合の法人番号を記入して下さい(法人番号が付与されていない労働保険事務組合については、法人番号欄は空欄にしてください)。

なお、<u>労災保険のメリット制が適用となる委託事業場の個別の申告書を作成する場合は、当該事業場の</u> <u>法人番号を記入</u>すること(事務組合の法人番号ではないので注意して下さい)。

法人番号の記入について

(注1)

個人事業主には法人番号がないため、<u>法人番号欄13桁は全て「0」を記入すること。個人番号は絶対に記入しないこと。</u> (個人番号を記入した場合は、個人情報の流出となります)

(注2)

法人番号は一法人に対して一つの番号が指定されているため、支店や事業所等についても当該法 人の法人番号を記入すること。

# 13 電子媒体による申告書内訳の提出について

事務組合が、「保険料・一般拠出金申告書内訳」の内容が保存された電子媒体(以下「申告書内訳(電子)」といいます。)を提出した場合には、報奨金(電子化分)が交付されます。是非、年度更新の際にご検討ください。

#### 1 交付の要件

- (1) 報奨金(定率・定額分)の交付対象事務組合であること
- (2) 電子媒体の種類は、DVD (DVD-R、DVD+RまたはDVD-RW、DVD+RW) 又はCD (CD-RまたはCD-RW) であること。

注意事項:BD・FD・USBメモリー等の電子媒体では受付できません。 提出された電子媒体は返却しません(徴収室で責任廃棄します)。

(3) 指定された形式で作成されたものであること。

※形式の詳細は

(https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/shiyou_koukai/) 問合せは、山梨労働局労働保険徴収室まで

(4) <u>申告書内訳(電子)の内容は、年度更新時に提出する「保険料・一般拠出金申告書内訳」(紙)と同一で</u>あること。

#### 2 報奨金(電子化分)の額

一般分の報奨金対象の委託事業主(前年度における常時使用労働者15人以下)1件につき800円が交付されます。

#### 3 申告書内訳(電子)の提出期限

年度更新期間(6月1日~7月10日)

※期間内であれば、申告書内訳(紙)との同時提出でなくても差し支えありません。

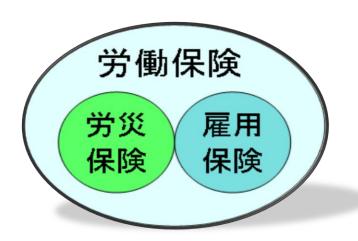
#### 申告書内訳(電子)の提出にあたってのお願い

- (1) 申告書内訳情報と特別加入者情報は基幹番号毎(5桁)で分けてください。基幹番号末尾(6桁目)の番号毎で分けなくて結構です。
- (2) 申告書内訳情報の新規委託(令和6年4月1日~)については、労働者数、被保険者数は記入しないでください(保存内容及びデータ形式を確認してください。)。
- (3) 年度更新に含めず、別途増額訂正で申告する分は含めないでください。
- (4) 提出する電子媒体には、必ず対象年度及び事務組合名、基幹番号(5桁)を直接記載(ラベル添付)して下さい。
- (5) ウイルスチェックは、最新のもので行ってください。
- (6) 例年、データが、読み込めない状態で提出されることがあります。保存が終了したら、ファイルは、開かないでください。
- (7) パソコンの操作等については、ご対応できかねますのであらかじめご了承ください。

# 県内の労働基準監督署及びハローワーク(公共職業安定所)一覧

監督署名	所 在	地	電言	括	管	轄	区	域
甲府	〒400-8579 甲府市下飯田 2	-5-51	055 224-561	9		山梨市、韮崎 甲斐市、笛吹 【		
都留	〒402-0005 都留市四日市均	<del>1</del> 23-2	0554 43-2195	5		富士吉田市、	大月市、上	野原市、
鰍  沢	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鰍沢 1760-1 富士川地方合同庁舎5階		0556 22-3181		南巨摩郡、西八代郡			

安定所名	所 在 地	電 話	管 轄 区 域
甲府	〒400-0851 甲府市住吉 1-17-5	055 232–6060	甲府市、南アルプス市、甲斐市、 笛吹市、 中央市、中巨摩郡
富士吉田	〒403-0014 富士吉田市竜ヶ丘 2-4-3	0555 23-8609	富士吉田市、南都留郡のうち忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町
富士吉田 (大月出張所)	〒401-0013 大月市大月 3-2-17	0554 22-8609	大月市、上野原市、北都留郡
富士吉田 (都留出張所)	〒402-0051 都留市下谷 3-7-31	0554 43-5141	都留市、南都留郡のうち西桂町・道志村
塩 山	〒404-0042 甲州市塩山上於曽 1777-1	0553 33-8609	甲州市、山梨市
並 崎	〒407-0015 韮崎市若宮 1-10-41	0551 22-1331	韮崎市、北杜市
鰍 沢	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鰍沢 1760-1 富士川地方合同庁舎2階	0556 22-8689	南巨摩郡、西八代郡



労働保険料の申告、納付手続等で、 ご不明の場合は下記におたずねください。

> 山 梨 労 働 局 労 働 保 険 徴 収 室 甲府市丸の内 1 丁目 1 - 1 1 TEL (055) 225-2852

